

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録 (13年1定)			
日 時	平成13年 3月16日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時45分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	久末委員長、古沢副委員長、松本(光)・大島・新野・八田・武井・岡本・高橋 各委員		
説明員	水道局長、土木部長、建築都市部長、用地対策室長、市街地活性化対策室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長、所長、及び主幹		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

## 委員長

ただいまより会議を開きます。

本日の会議録署名員に、八田委員、武井委員をご指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

理事者より報告がありますので、順次、説明願います。

## 水道局総務課長

石狩西部広域水道企業団議会定例会の開催について報告いたします。

去る2月2日、平成13年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されました。議案といたしましては、平成13年度同企業団水道用水供給事業会計予算の審議がございました。業務の点については、送水管は1,846メートル、送水管布設予定箇所測量、実施設計等委託料であり、予算状況につきましては、資本金収入額24億67万3,000円、資本金支出額24億1,417万3,000円であります。

以上の議案につきまして、満場一致で可決されたところであります。以上、ご報告いたします。

## 土木事業所長

平成13年度臨時市道整備事業の概要についてご報告申し上げます。

平成13年度臨時市道整備事業の概要につきましては、土木事業所所管分として6億円を計上し、そのうち1億円がゼロ市債分となっております。

お手元にお配りいたしました計画書は、交通量を勘案し、交通の円滑化、及び生活、商業、中心市街地等の対応として、重点・効率的な整備を行うことができる路線として、側溝整備25路線、舗装新設11路線、道路改良3路線、土止め石垣1路線を計画したものであり、今後、さらに現地調査の結果、追加路線を計画し、整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、追加路線については、別途報告するものとし、この度の計画路線につきましては、現場状況の変化等が生じた場合には、弾力的な執行や計画の見直しもあり得るものと考えております。

続きまして、平成12年度除排雪の状況についてご報告申し上げます。

本年度の雪の状況は、昨年10月18日に初雪があり、11月には30センチメートル前後の大雪が2回あり、その後、本格的な降雪となりました。現時点では、降雪量は過去10年間の平均値567センチメートルより少ない425センチメートルとなっています。

しかし、例年になくシベリア上空の高気圧の勢力が強く、寒気が北海道上空へ流れ込んできたため、2月に入り、真冬日が16日間も連続し、これは13年ぶりの記録であります。このため、降雪量に対する積雪深の割合が大きく、幹線及び生活路線などの排雪量も同様となっています。

これらの例年と違った気象条件もあり、ロードヒーティングのフル稼働による電気料等の著しい増や、捨て場管理費の増などにより、当初予算9億6,000万円に対しまして、1億8,000万円の不足が生じ、3月7日に補正予算1億5,000万円を議決していただき、内部流用も含め、総額で11億4,000万円となりました。

既に1種・2種路線の排雪はほぼ終了しており、残る3種路線の雪割りや各路線の路面整正等を行い、地域要望に対応してまいりたいと考えております。

## 委員長

報告が終わりましたので、それでは、これより一括質疑に入ります。

順序は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順序といたします。

初めに、共産党、古沢委員。

---

## 古沢委員

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律について

まず最初に、この4月1日から施行されます「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、これに関連してお伺いしたいと思います。

この法律を読み込み、私なりに大きくくれば、1番目に公共工事における情報の開示、2番目に適正な施工の確保、3番目に不正行為の排除、こういったものが、この法律が要請しているところと読み取ることができるのですが、文字どおり、これが実効性のあるものとなれば、一步も二歩も前進するのかなと考えているところです。

そこで、本市の工事委員会の主要なメンバーであります水道局長、土木部長、建築都市部長のお三方に、法律施行を前にした心の準備、決意といえますか、どのように受けとめておられるのか、お聞かせください。

### 水道局長

この適正化法でございますけれども、この法律を施行せざるを得なくなった、こういう状況につきましては、国を始め、地方公共団体をめぐる公共事業に対する不正な行為、これに対する国民の大変厳しい姿勢があったということが背景だと思います。これを受けまして、国におきましては、11月施行だと思っておりますけれども、この適正化法ができたという背景がございます。

これを受けまして、この法律では、地方公共団体の発注者に対する義務付けがございます。委員がお話しのとおり、情報の公開、これにつきましては、毎年度の小樽市で発注いたします公共事業の1年間を見通した工事の状況についての公表、及び入札契約に係る情報の公開ということがございます。それから、お話のとおり、施工体制の適正化、いわゆる丸投げの禁止ということがうたわれてございますので、この指導監督の強化ということも大事な柱になっております。

もう一つは、今までこれもなかったのですが、いわゆる独占禁止法等の疑いが出た場合、発注者側として、公正取引委員会に対する通知、これを義務付けられたということでございます。

今、施行に当たって、工事委員会には私も入っておりますけれども、代表してお話し申し上げますが、まず、この法律ができましたのが、確か11月17日に法律改正され、27日に公布されました。そして、これは法律だけでございまして、肝心の施行令が大変遅くなってできました。これは、確か今年に入りまして2月16日です。

これを受けまして、3月12日、今月の12日でございますが、国土交通省の担当官が、札幌におきまして施行令に関する説明会を開催してございます。これを受けまして、市では契約管財課が担当いたしまして、各部のそれぞれの担当の課長、係長で、各部各局の考え方等について、鋭意まとめてございます。これを受けまして、小樽市としてどういう公表の仕方をするとか、具体的なことにつきまして、ただいま作業中でございます。23日には、この件で工事委員会が開催される予定になっておりますので、それまでに、各部関係課を中心にいたしまして、事務方の原案、素案の叩き台を作りまして、工事委員会に示されるのではないかと、こんな状況でございます。

「心構え」ということでございますので、法律にありますとおり、国民、市民に、公共事業に対する信頼を十分に取り戻すために、小樽市として何をしなければならぬかということに着目しながら、市としての適正な法律の実施を心掛けていきたい、こんなふうに思っているところでございます。

### 土木部長

今、水道局長からお答えがあったこととほとんど変わりませんが、こういう法律を施行しなければならない背景としては、不正の問題と、もう一つは、公共事業単価のコストが高過ぎるという問題、さらに建設業と公共事業との関係で言うと、これから公共事業が減ることが間違いない中で、建設業対応をどうしていかなければならないかという問題、それから、残念ながら、不適格な業者が存在するというところで、そのところを排除するという方針が国で示されていますから、そういった背景でこういう法律が施行されたものと考えています。

そんな中での対応策として、情報公開、業者に対する措置、もう一つは、業者と発注側の各々の施工体制と言いますが、ここの部分をきちっとしろという趣旨と理解しております。きちっとした対応をということで、工事委員

会でも事前の公式協議をしていますが、今後もしっかり議論をして、新年度に可能なものから取り組んでいこうという一定の方向だけはとりあえず確認されております。3月中は難しい部分もありますし、新年度内でも難しい部分もあるということもありますので、きちんとした検討・整理をして、情報公開、説明責任をきちっと果たせるような内容で整理をしていかなければならないものと思っております。

#### **建築都市部長**

今、水道局長、土木部長が、法律の背景、内容の話をされましたので、私はそれは避けますけれども、基本的には、この法が施行されました理由は、基本的な原則といえますか、それは先ほど古沢委員がおっしゃったように、四つの原則がありますので、我々としても、それは忠実に守っていかなければならないものだというふうに思っています。これは法ですから、当然、義務付けをされていますので、それをしなければならないと思います。

ただ、義務付け以外にしなければならないのは、確か3月1日に指針が出て、その指針だけでは、実際にどうするかということもわからないということで、国土交通省で運用マニュアルを作るという話を聞いています。それらを見て、市としてどう進めなければならないかということ、検討していかなければならないと思います。

いずれにしても、4月1日からの施行ですから、当然、法の定めですから、それに従って義務を着実に実行していくという考えでございます。

#### **古沢委員**

国会審議を通じて、衆参両院で附帯決議が出されておまして、ご承知のことだと思います。特に、参議院における附帯決議の中で、これは10項目の決議ですが、その6項目目に、「地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるように配慮するとともに、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるように努めること」という1項目があります。これは附帯決議ですから、法律でも何でもないわけです。

しかし、この附帯決議は政府を相当に拘束するものであって、政府は、それに基づき、その趣旨が生かされるように、例えば、地方公共団体に対して、いろいろな指示が出てきたりすると思うのです。

この点について注目しているのですけれども、実は、昨年の3定ですが、市長部局の発注工事の入札契約について取り上げさせていただきました。大まかに言うと、高値落札は不自然ではないのかということテーマにして取り上げたのですが、市長部局で言いますと、平均98%の落札率です。

そこで、水道局に資料を求めてみたのですが、水道局はそれより若干上回ってまして、98.5%を超えるのではないかと思いますので、これに間違いはないですか。

#### **水道局総務課長**

平成11年度の入札におきます工事契約の落札率につきましては、98.5%となっております。

#### **古沢委員**

市長部局と対比するわけではありませんけれども、平均98.5%、入札の3本に1本は90%台、そういう結果があらわれています。

昨年の3定で、議論の最後に、一定の改善方向を提案しつつ、ぜひ改善に向けて努力をいただきたいと要請しておりまして、あわせて今度の新法施行ですから、そういった点で理事者の皆さんも改善方法を具体的に打ち出すことを迫られてくるのだと思います。

そこで、昨年の3定で触れていなかった点で、参議院の附帯決議との関連で要望しておきたいことがあります。

昨年の3定で、帯広市の取り組み状況を参考にご紹介しました。帯広市は入札、契約、建設労働者の建退共の加入状況、証紙の貼付、その他についての改善方に努めておりましたが、それに先立って2年ないし3年程、相当に緻密な実態調査を行っております。

そこで、先程、局長、部長からお話を伺ったのですが、発注側の責任として、受注側に落とした後、今度は元請、下請が1次、2次とありますけれども、これがいわゆる施工体系の中で整備されていくのだろうと思うのですが、

下請に降りた後の発注者責任が、より明確にされてくるだろうと思うのです。

そうしますと、現状の元請、1次、2次下請との契約関係がどういう実態にあるのか。労働者の賃金や、労働条件等がどういう実態にあるのか。そういうことを基礎データとして調査をしていかなければ、具体的な改善方は定まってくれないと思うのです。

帯広市の調査資料を見ますと、かなり具体的な項目にわたって、民間事業者の協力を得て調査して、ご紹介していたような要綱の改正に到達しているわけですし、この点では努力をお願いしておきたいと思えます。

#### **請願第15号、陳情第49号について**

具体的な点で、付託された継続審査案件についてお尋ねしたいと思っております。

継続審査案件のうち、請願第15号と陳情第49号については、新年度に予算化されて実施が決まっています。平成12年1定では桜1号線、2号線、平成11年4定では市道豊ヶ丘通線、天狗山登山分線、これらのロードヒーティングの陳情、請願が議会に寄せられています。

振り返ってみましたら、桜8号線と堺学校下通線が具体的に実施になったのだけれども、何故、この2線が選ばれたかということがわからないのです。

例えば、桜1号線の道路勾配は14%です。市営の桜A団地、桜東団地、道営団地、民営のマンションも林立するようところで、国道と桜方面を結ぶ生活の主要な幹線道路です。桜2号線に至っては、道路勾配16%、交通事故多発地帯です。天狗山登山分線は、この実施方について添えられた署名が1,300人を超える。そういう請願、陳情が寄せられているのですが、この2線が選ばれた理由を、もう少しわかりやすく教えてほしいと思えます。

#### **土木部・関野主幹**

平成13年度ロードヒーティング予算の中に、2カ所分の予算があるのですが、その位置付けは、現時点での調査結果に基づきまして、優先度や緊急度が高いと格付けされることが確実と思われる路線について選定しました。

具体的な選定理由ですけれども、まず、1点目につきましては、一部地域に偏らないで地域間の連絡路として大きな役割を果たして、交通体系上の一翼を担う場所であるという考え方です。

もう1点目は交通量です。交通量につきましては、昨年秋、市内一円の交通量調査を行いまして、それらを参考にしておりますけれども、主な幹線市道に匹敵するような交通量が今回確認されたところでございます。

あと、冬期間の道路安全パトロール等で、除雪対策本部の中で決まっているのですが、そのパトロールで検討して優先順位が高いと考えられるところと。そのような点を考慮して、ロードヒーティングを検討する中では、この2カ所については漏れることがないだろうということで選びました。

#### **古沢委員**

地域間連絡、交通量、これらが平成13年度以降に検討されるであろう。そういう方向付けの中の要素としては、大きなものだということが見えてくると思うのです。そういうことで、この2線が悪くて、別路線を対象にしるか、するなという話ではありませんので、これで留めておきたいと思えます。

#### **築港駅周辺地区土地区画整理事業の換地計画について**

もう1点、築港の最終段階の換地計画について、そろそろ幕引きのときですから、細かなことであれこれ質問もできないのかなと思ひまして、総括的な質問になると思うのですが、何点かお尋ねしておきたいと思えます。

一つは、事業のそもそもの目的は、築港ヤード跡地の有効かつ高度利用であったということと、商業・アミューズメント・ホテル・住宅などを配置した、複合的な都市空間を形成するのだと。これによって、小樽市の人口減、高齢者雇用などの諸課題について解決を図る。地域的に言えば、共存共栄による経済の活性化を目指す。極めて大ざっぱですが、そういった目的で行われた事業であるご確認いただければと思ひますが、いかがですか。

#### **土木部次長**

築港地区の再開発という意味では、ただいまおっしゃったような目的での再開発であり、区画整理はその目的を

達成するための基盤整備の手法であると、こういうことでございます。

### 古沢委員

土地区画整理事業で言えば、今度の換地計画は、最終的には換地処分で終了ということになるのですね。

しかし、現実にはこの事業は、いよいよ終わりとはいえず、まだ終わっていないわけです。始まってから、まだ終わっていないこの期間中に、どういう状況がその地区内で起きているかという点について、念のため、いくつか新聞記事などを拾い上げてみました。

一つは、マイカル小樽自身の問題で言えば、これは議会でも議論になりました。直営撤退・テナント化移行というふうに言っているのでしょうか、この6月までに、年明けから300人の従業員の解雇が行われ、さらに300人近くの解雇が行われようとしています。

それからマイカル本体で言えば、これも新聞報道ですが、人員整理、リストラが行われている。今、40歳以上の正社員の約3分の1に当たる1,300人の希望退職を募った。そうしたら、新聞報道では、わずか4時間で希望退職の1,300名を上回ってしまったと。これは、来年、再来年、2004年まで続けて、本体としてはトータルで2,700人の削減計画を進めるようです。全体の13%減です。わずか4時間で募集枠を突破したというのは、文字どおり、例えて言えば、難破船の様相を呈しているのかなと私は新聞を見て感じました。

さらに、連結有利子負債で言えば現在1兆890億円、これを2004年の2月期までに7,500億円にするという3カ年経営計画が進められている。

そうした中で、ビブレの収益状況がどうも思わしくない。全国で227店を展開しているそうですが、経常損益ベースで言えば、その半数、113店が赤字だと。差し当たって、この3カ年計画の中で言えば50店の赤字店の閉鎖計画を進める。

さらには、これも新しい数字ですが、東証一部の株価でマイカル本体は終値が141円、ついにダイエーの終値の160円を下回ってしまいました。1にダイエー、2にマイカルと言われていたのが逆転して、株価の数値から言えば1にマイカル、2にダイエーという状況になりました。マイカル北海道で言えば、3月13日の終値で715円ですから、これは、当初からしたら半分以下ぐらいに落ちているのではないかと思うのです。こういう状況が、事業展開中、わずかの期間の中で起きているわけです。

小樽はどうかというと、道新の報道に注目すべき記事が掲載されています。都通りの老舗であった海産・青果商を営んでいた方が、ついには立ち行かなくなった。マイカルにとどめを刺されたと、その方はおっしゃっている。

経営コンサルタントは、マイカルに地元のお客が流れて、商店街に大きな打撃を与えている。しかし、あの大規模のマイカル自体、そのおなかを満たすには十分でないはずで、共倒れの典型がマイカル小樽だと言っています。

こうした短期間で事業を立ち上げて、目的に沿うべく展開したのですが、実際はそういう状況が生まれている。

施行者として、こうした破局的な実態をどのように受けとめられているのかということ、市長がいたら伺いたかったのですが、構いませんからお答えください。

### 土木部次長

本来、市長が答弁すべきですけれども、長年携わった関係もあるので、私の方からお答えします。

マイカルという大型商業施設の本体全体の経営の問題からすると、ただいま委員からご指摘のあった現状は私も承知してございますし、それから、小樽の300人について、いわゆる1次解雇という形でやっていることも承知してございます。

ただ、私も経済部、企画部と一緒にあって、地元の小樽ベイシティ開発というディベロッパーとの話については何回か参加させてもらっていますし、基本的に、マイカル全体の中で小樽の開発を放棄するという形には、現状は全くなっています。逆に、ヒルトンプラザをアウトレットモールに展開するということは、当初の十数億円かけたものを、約2年弱で全面改修するという極めてマイナス的なものを覚悟しながらやる、こういう状況でござ

いますので、その中で、確実にAさんを再び雇うという状況はないにしても、少なくとも雇用人数については、いわゆるまちづくりとして約束をするということでお話を聞いてございます。

マイカルが何故小樽を放棄しないかという議論は、単にマイカルグループのサティがどこかの都市に出ていくということと違って、一つのまち形成のための中心的な役割を担ってきたというか、そういう期待を込められているということ、十分認識しているとお聞きをしております。そういう意味では、地元の部分については、今後も十分期待を持っているところでございます。

問題は、マイカル全体の株価が下がるとか、50店舗の閉鎖というのは、単にマイカルの体力の問題よりも、全体的な流通業界も含めた現象の中で、そういう現象があるのかなど。

ただ、委員がご指摘の、本体がこけたらいくら小樽で頑張ってもどうにもならぬというのが本音だろうと思えますけれども、そういう意味で、マイカルの希望退職、いわゆるスリム化をするという企業努力が現在行われているので、今後の推移を見たいと。

小樽の現状についても、新聞を注目して見ているのですけれども、樺商の問題は、都通りの中でも顕著な例ということで、新聞は突出してございますけれども、全体的な消費不況というものが、どの程度個々の店に影響しているのか、数量的にきちっと出されてこない。最終的に、マイカルがとどめになったというのは、商店街が大変になってきている中で出てくる話でございます。

そういう意味では、全くひとり勝ちをしているという現状ではないですから、庄司さんが言う「このままでいけば共倒れになる。」ということは、やっぱり避けなければならないし、私どもとしては、何とか経済部のいろいろな施策なども含めて、共存共栄という形で頑張ってもらえるよう市を挙げてこれから進めていかなければならないと、このように考えてございます。

#### **古沢委員**

共倒れか共存共栄かというのは、私は議員になってまだ2年にならないわけですがけれども、以前から、共産党は共存共栄でなく、共倒れの恐れが濃厚だと、盛んにいろいろな角度からお話をさせていただいている点なのです。

実は、マイカル本体の再生計画、立直し計画、これに対してマスコミ各紙はいろいろ報じています。極めて印象的なのは、ある程度共通しているのですが、この経営健全化計画の推移がどうなるかということは、マイカルが再生できるラストチャンスだろうと大方は見ているようです。

ラストチャンスというのは、そういう意味で言えば、小樽市にとっても換地計画、換地処分が終われば事業が終わってしまうわけですから、手直しをすれば、文字どおりラストチャンスです。その点でお伺いしたいのですけれども、築港全体にかかわる事業での市債の償還額というのは、今後、どの程度になりますか。

これはちょっとまずかったね。聞いていますから、それでは言います。

これから平成40年までかかるのですね。約100億円です。それで、マイカル本体がこけて、マイカル小樽がこけたら、残るのは平成40年まで約100億円、市民が汗水たらしてこの借金を返していくということが残るわけです。

そこで今度の換地計画は、文字どおり、小樽市にとってのラストチャンスだと、そういう認識から換地計画についてお伺いしたいと思います。

土地区画整理法の第87条で縦覧、意見書、第88条にも関連しますが、これらの処理が定められています。縦覧の期間というのは、いつからいつまでなのか。そして、意見書はどのように提出されるのか。その提出先、誰に対して出されるのか教えてください。

#### **土木部次長**

縦覧期間は、3月10日から23日まで2週間ということで考えております。

それから、意見書の提出については、施行者である小樽市長に対して、2週間の中で出すと。ですから事業計画、道知事宛の関係意見書は、この2週間を含めてさらに2週間、トータル4週間ですけれども、この場合は2週間の

期間内に施行者の小樽市長に提出できる、こういうことでございます。

**古沢委員**

あと1週間ですから、文字どおりラストチャンスなのですが、第88条第4項で、これは施行者が採択すべき意見だと認めるときには、換地計画に必要な修正を加えるとあります。それは間違いありませんか。

**土木部次長**

そのとおりです。

**古沢委員**

それでは、換地計画に関して、なお何点か伺いたいと思います。

法の第89条で照応の原則が規定されています。換地と従前の宅地との関係での定めだと思っておりますが、わかりやすく説明いただきたいと思います。

**土木部次長**

第89条の照応の原則というのは、従前地の持っている諸条件といいますか、当然に位置、地積、日当りの問題も含めてですが、そういった従前地の持っている土地の特徴というか、そういうものと換地をするという行き先、これについては、基本的に照応しなければならない、こういうのが原則ですよというくだりだと思います。

**古沢委員**

その要素の中で、宅地の価格というのは、かなり重要な要素であることは間違いありませんね。

**土木部次長**

位置の決まり方によって、当然、価格が決まりますから、その価格について、従前と従後の土地の価格というのが、面積が減った場合であっても、基本的には一緒というのが大原則です。

**古沢委員**

土地の評価について伺いたいのですが、この事業で、評価に当たって用いている評価の仕方といいますか、これは路線価方式と伺っています。この路線価というのは、どのようにして決まってくるのでしょうか。

**土木部次長**

まず、路線価方式という今おっしゃった方式で行ってまして、一般的には、ほとんどこの方式で行っているものです。道路に一定の条件、ポテンシャルがあると。同一条件の区間設定をして、その区間の道路に値段を入れると、いいですか、路線に値段を入れて、その道路に面して間口がどの程度とか、奥行きがどの程度ということで、それから形が整形、不整形ということを含めた一定の基準の中で計算する、こういう方式で行っております。

**古沢委員**

この路線価で言えば、道路の幅員がどの程度狭いか広いかが、歩道があるかないか等、道路が持っているポイントと言いますが、そういった要素が極めて大きいと思うのです。さらに、その周辺の施設関係、駅の有無、遠近、公園の整備がされているか、こういったものですね。それから、上下水道が完備されているのかといった公共施設の状態、こういったものをポイントとして路線価が決まってくるものだと思うのですが、よろしいですか。

**土木部次長**

大変失礼しました。

一応、方式としては路線価で道路に値段を入れると。その道路の値段をどう決めるかですけれども、これは区画整理の評価基準を定めて、今、委員がおっしゃったように、いわゆる街路係数、接近係数、宅地係数と言っております。街路係数は、街路の熟成といいますか、幅員が曲がっているか、坂になっているか、歩道がついているかとか、それから、接近係数は、主要な利便施設にどの程度近いかといったもの、また、宅地係数は、土地自体の持っているポテンシャル、公共用地率、いわゆる公共施設がどの程度占めているか、さらに上下水道などの施設があるか、こんなものが宅地係数でカウントされて、その三要素をトータルして一つの路線価の係数をつける、こういう

方法でございます。

**古沢委員**

この事業での土地評価に当たり、評価基準が示されております。これは、建設省令でしたか、その中の土地利用区分についてという箇所がありますが、路線価評価及び宅地評価の算定に用いる土地利用区分は、その区分が4区分だと。高度商業地A、商業地B、住宅地C、工業地Dに区分するとなっているわけですが、間違いありませんね。

**土木部次長**

建設省監修で策定した評価基準案では、4区分になってございます。

**古沢委員**

本件事業における跡地の土地利用計画ですけれども、事業計画書ではどのように記しているのでしょうか。

**土木部次長**

事業計画の跡地利用といいますと、区画整理という意味ですか。土地自体の持っている性格という意味ですか。

**古沢委員**

西側を商業系として利用するとか、そういうふうに言っていますね。

**土木部次長**

基本的には、再開発の考え方からすると、東側をレジデンシャルという住宅系、それ以外のところについては商業・業務系、そういった形の土地利用の考え方です。

**古沢委員**

OBC用地も全体の中では六、七割を占めますが、OBC用地の整理前の現況は、未利用の雑種地ですか。

**土木部次長**

登記簿上はそういう形だったと記憶していますが、今資料がありませんので……。

**古沢委員**

先ほどの評価基準で、評価対象の範囲についてこのように言っています。「事業外要因であっても、地区内の土地価格形成に影響を及ぼす要因は、事業との関連性の度合いに応じて、区画整理土地評価に織り込むのが妥当である。」というふうに言っています。

この評価に当たって、1番目にOBC用地については、例えば容積率緩和などで高度利用転換をしたわけですし、2番目にJRの橋上駅舎が設置されていったわけです。3番目に公共下水道整備がされている。4番目に港湾事業によって、臨港道路、臨海公園などの整備がされている。挙げればいくつもありますが、何故こうした要因を事業外として評価対象から除いたのでしょうか。

**土木部次長**

基本的に除いております。

**古沢委員**

何故ですか。

**土木部次長**

基本的には区画整理事業でいかに増進するか、こういった事業でございますから、港湾整備とか、いわゆる再開発地区計画、こういった別な要因の部分については原則的に除く、こういう考え方で行っております。

**古沢委員**

法律、制度というのは非常に難しいですけれども、路線価がどのように決められていくかとお尋ねしたときと、この事業における評価の場合には、何故そういうものが含まれないのかと聞いた場合に、一般市民がその説明を受けても非常にわかりづらいと思うのです。

そういう意味で言えば、本来、この事業はまちづくりですから、わずか9ないし11人、国も最後に躍り込んでき

ましたから、11人の地権者だけの事業ではないわけで、特に、今回の事業は、小樽市全体、市民全体にとって関わりのある事業です。だから、市民が納得、理解できるような、そういう換地計画になっているかが問われると思うのです。それは、仕組みとして非常にわかりづらいという点があるのかなと思うのです。

そこで伺いますが、整理前と整理後の1平方メートル当たり平均単価は、いくらだったのでしょうか。

**土木部次長**

細かい資料を持参してきていません。換地計画では、その様式が定められているものですから、具体的に、その過程における詳細な部分については、本日は持参していませんので、後ほど回答したいと考えます。

**古沢委員**

これも後ほど構いませんから、整理前後のトータルでの評価額、整理前の評価額、整理後の評価額、これがいくらだったのか。権利者ごとにどうだったのか。お答えいただけますか。

**土木部次長**

単価までということだったのですけれども、整理前後の権利価格、いわゆる一般宅地の分については、先だって資料の中で、基準地積トータル28万2,758.06平方メートルに対する権利価格が101億1,674万6,000.....。

**古沢委員**

権利価格でなくて.....。

**土木部次長**

権利価格ではないというのはどういうことですか。指数の話ですか。

**古沢委員**

権利価格というのはわかりづらい。土地評価額は事業前はいくらだったのか。事業後のトータルでいくらなのか。権利価格なら前と後で一致しているよね。

**土木部次長**

そうです。

**古沢委員**

前はトータルいくらで評価されている土地だったのか、後にどのくらい増進したのかはわかるのですか。

**土木部次長**

基本的には事業計画の中での増進率、区画整理事業でこうなるという形の増進率があります。1.5ぐらいかと。それは従前がいくら、従後がいくらで、このくらい上がったと、こういう土地評価についてはわかると思います。

**古沢委員**

権利者ごとに、評価額は前後でどうなっているのかということは、お示しいただけるのですか。

**土木部次長**

基本的に、個々の部分については、平成8年の決算だと思えますけれども、換地設計図書を議会に全部、これは従来からお話ししているように、個人の資産ということもありますので、資料で出すということになると報道機関も含めて出てしまいます。設計業務は委託をしていますので、委託成果品を見てもらう。こういう形で議会にお示ししていますので、その中でご覧いただいたことはございます。しかし、資料としては、ただいま申し上げたような事情で、議会に提出した記憶はございません。

**古沢委員**

従前地があって、換地があって、換地計画で今回の場合は、換地不交付のところもありますけれども、最終的に換地計画で清算金処理がされて一件落着となります。この換地計画が適正かと判断するとき、権利者ごとの動きがわからなければ、なかなか見えてこないのではないですか。そういう資料は議会に提供いただけないのですか。

**土木部次長**

一般の資料の中に、清算金も含めて個人ごとの清算金プラスマイナスと、権利価格が従前はこれ、従後はこれという中身を示してありますから、それ以外に地権者の筆別ということで、資料としてであれば、それは縦覧図書ですから、議会に提出することは可能でございます。

ただ、推測ですけれども、委員がおっしゃっているのは、多分、指数の問題であると思います。ですから、指数で評価しましたら、従前の権利指数がいくらで、区画整理をやった後にこの土地がいくらになるのか。その指数の差が、当然、清算金の徴収、交付に出ます。その指数に、今回、清算時は61.3円を掛けるという説明は、前々回の特別委員会でお話ししたわけです。

その指数については、先ほど来から言っている資料としては提出できませんけれども、平成8年の決算議会と記憶していますが、8年の成果品ですから、9年だったかもしれませんけれども、縦覧図書というか、換地設計図書、「こういう作業をして、こう決めました。ゆえに仮換地として、この面積を与えました。」という資料、成果品については議会にお示しをして、資料としては個人情報なので、報道機関も含めて公開されるのは勘弁してほしい。こういうご説明を従来からさせていただいた。こういうことでございます。

#### **古沢委員**

平成8年、9年と言われると、そこまではなかなか勉強できません。今度の事業が最終段階を迎えて、文字どおり、今度の議会は、参画している議員一人ひとりがこの問題についての是非を判断せざるを得ないわけですから、そういう個別の評価データ等が示されないと、換地計画全体について、適切か否かということについて判断できない、そういう問題でもあると思うのです。この点は、ちょっとお話をしておきたいと思うのです。

また、具体的な点でいくつかお尋ねしたいのですが、JRへの換地の件についてです。

法の95条1項、特別用途の土地で別枠扱いをしています。この場合は、鉄道用地として換地していますが、その面積は、街区7、8、9の2,700平方メートル弱、これで間違いないですね。

#### **土木部次長**

JR北海道に95条扱いで換地をしたのは、例のポンチ絵の108、109、110です。この土地は何万平方メートルか…。

#### **古沢委員**

28,900平方メートルほどですね。

このほかに街区7でJR貨物に3,790平方メートル、これも95条1項で換地をしています。街区4、5に約30,000平方メートルの宅地が換地されています。この換地した土地の整理前は、そもそも、どういう用地でしたか。

#### **土木部次長**

この土地については、従前地は鉄道用地だったと思います。

#### **古沢委員**

鉄道用地で保線区用の砂利、レールなどのヤード用地だと言われてはいますが、本件の事業計画の中で言えば、地区南西部の鉄道関連施設用地については、施設の集約化を図って商業・業務用としての土地利用を計画するとありますが、これが、そもそも今言われた整理前の土地、鉄道用地に該当する地域だと思うのです。

この土地の鉄道施設等の集約化に伴って、施設が手稲に集約されていますが、この移転費として16億6,000万円を負担していますが、これに間違いないですね。

#### **土木部次長**

JRに支払った金額は15～16億円ですが、その部分が全部か詳細はわかりません。

#### **古沢委員**

総括的に伺っているので、既に議論になってはいますが、そもそも、旧国鉄が分割民営化されるときに、JRが承継した土地は、鉄道用地としてその用に供するものについて、簿価でJRが旧国鉄から承継しているわけです。

ところが、この土地は築港再開発をする以前から、国鉄自体が手稲機関区に、計画上、手稲に集約するとなって

いたはずの土地です。ところが、タイミングよくこの事業が始まり、その移転補償として16億円の負担をすると。

これも大きな疑問は残るのですが、この土地は先ほど言ったように、換地で約31,000平方メートル弱です。その換地を受けたJRは、あの土地をどう利用しようとしているのか、その計画については聞かされておりますか。

#### 土木部次長

先ほど、補償額の話が出ましたので、従前地の機能をご説明させていただきます。

確かに、手稲に行ったのは砂利線という線です。あそこはレールが5本くらい入ってまして、その機能は、一つは砂利線の機能、それから保守関係の機能、それからレールを接ぐ機能、この三つの機能を持った引込線です。その中の砂利線の機能をあの中に、換地設計上、いわゆる公共施設の整備上、押し込めることができないということで、手稲で再築といえますか、そういう形をとっています。

あそこに道路、公園をつくったという換地設計上の関係から、線路を切らなければならないというので、押し込めるのはレール線と保守材料線と言いまして、鉄道を補修するのに使う線、これを使うときに入れるということで、それに対する補償をしたと記憶しています。

それから、現在の土地利用については、JR北海道としては一般宅地として換地を受けていますから、当然、売却したいということで、市にも何年か前から申入れがございます。しかし、売却先自体が再開発地区計画の方針に合わないこともございまして、ご遠慮いただいているのが実態でございます。合わないということと、もう一つは、現在、パチンコ屋とか商業施設が引合いにあるということで、今の市内の商業環境を取り巻く状況を判断して、商業施設への売却は、何とか自粛してもらえないかと。つまり、JRの意思に足かせをしている部分もないわけではない。こんなわけで土地利用が進んでいないというのが率直な現状でございます。

#### 古沢委員

清算金交付でも、JRが数字上で言えばひとり勝ちしているような、そういう形になります。あえて言えば、多分にJRへの利益供与的な内容も感じられる。そんな気もするのです。あの土地自体は、今、次長がおっしゃられたように、多目的交流、商業地、そういう目的の土地ですから、そのために、全体として莫大な公費が投入されて事業展開されてきた。それから、これは本来的にJRが転売する意思があって、とりあえず待ってもらっているというのではなくて、この目的に合致したものでなければだめだということを、強く打ち出すことができる土地ではないかと思うのです。そうでなければ、ここで転売して、また、それがJRの利益になりますから、そういう理解ができる土地ではないのか、お尋ねしておきたいと思います。

#### 土木部次長

古沢委員が先ほど言ったように、旧国鉄から清算事業団に移管された経緯は、多分、鉄道事業を行うものについては、JR北海道という民間に持っていく。それ以外は清算事業団に売却し、借金を払うというのが大原則です。

問題は、当時の記憶では、10年という条件があったと聞いています。ですから、そういった措置がとられて、10年経過したものについては、私どもも疑問に思いました。国鉄の事業で使うといってもらって、転売したり更地にして儲けるのはおかしいと率直に思いました。けれども、基本的にはJRとの協議の中で、10年という話を聞いて、10年経過するとそういう枠が外れるという認識を持っているのです。

そうすると、基本的には旧国鉄の鉄道用地が一般宅地化された。こういうことでいきますと、足かせとして条件をつけることは難しい。問題は、現在、まちづくりの再開発地区計画で一定の足かせをしながら、逆に言うと、足かせではないが、行政指導というか、行政の要請という形で転売ができない状況になっているのです。

そのような意味合いからすると、「昔の経緯があるのだから、転売して儲けるな。」という足かせをかけるのは難しいかと思えます。

#### 古沢委員

それはわかります。わかるのですが、あの土地は保留地処分金を例にして試算したら、約20億円ぐらいになるの

です。だから16億円、仮にきれいになった土地を転売してしまえば約20億円、要するに鉄道用地として受けていた土地が、実に見事に变身してJRの金庫に入ってしまう。こんなことが許されていいのかという気持ちは、率直にあるのです。

ですから、そういった点で言えば、当初の目的に合致した利用がされるように、きちんとしていく必要があるのではないかと思います。

もう一つです。感情的に聞こえるかもしれませんが、最終的に事業計画が変更される直接的な原因になった若竹内川の関連で、国が地権者として躍り上がってきた件です。換地不交付で清算金処理、いや、清算金処理で換地不交付と言った方が正しいのでしょうか、国に200万円ほどの清算金が行くわけです。

この問題が持ち上がったときに言ったのですが、市や道はもとより、国自身も、自分が地権者になって換地交付をされる。もしくは清算金を受けるなどと毛頭考えてもいなかった。最終的には、この事業が終わった後にも、小樽市へ無償譲渡される。そういう土地だと理解していたのではないのか。それにもかかわらず、制度だからということで、いただくものはいただくというのは納得がいかない。この点についてはいかがですか。

#### 土木部次長

結局、河川との問題で委員がおっしゃったように、河川用途でずっといくということであれば、普通河川の部分での問題も、将来的には起きてくるという感じを持ってはいた部分なのです。基本的に、河川として下水道整備をしていった経緯も含めて、河川法なり、いろいろな関係の調整の中で、区画整理事業として従前地の扱いは、あくまでも河川敷地という形でないのが妥当という整理をさせてもらったと。

そうすると、国有財産法の中の規定ということで、どうしても旧建設省、現在の国土交通省の河川敷の権原の部分から、旧大蔵省に移管せざるを得ない。引き継がなければならない。これは、ご承知のように行政財産が普通財産になっていくという経緯ですから、大蔵省の一般の普通財産がそこに存在するとなると、区画整理上、それを換地するというのが大原則であります。大蔵省は事業がこういった中で、仮換地後に整備せざるを得ないということで、清算処理という形を選んだということが経緯です。

ですから、どうしても法体系等の仕組みからいって清算金200万円ほどで、多額の金でなくて、周囲価格の10分の1の価格設定で協議をして清算処理した。こんな経過でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

#### 古沢委員

だから、宅地評価をすれば、今おっしゃられたように10倍ぐらいになるでしょう。

ところが、評価の仕方にまた別途の基準があって、そちらを選択したと思うのですが、国にすれば棚ぼたの200万円です。違いますか。

最後に要望を出しておきたいと思うのですが、先ほど言った点に関連します。

市民の側からすれば、3月23日までの縦覧期間、意見書提出できるのが23日までですから、あと1週間しかないのです。文字どおりラストチャンスなのです。そして、必要な意見については、施行者である市長がこれを取り入れて修正できる。法律上もラストチャンスなのです。このままでは、あの敷地面積のかかなりの部分、60%以上になりますか、OBCに換地される。評価の議論はいろいろありますけれども、保留地が過小になっているのではないかと。市、道、国を通じて公費の負担が大きく膨らんでしまったのではないかとという意見もあるところで、そういったことも含めて、換地計画そのものの適否を判断できる材料を、先ほどもお願いしたけれども、出せるものは出していただきたいなど。

そして、もう一つは、意見書が提出された場合の施行者の対応です。ぜひ、そういった意見書を誠実に受けとめて、可能な限りラストチャンスを生かすという態度、スタンスをとっていただきたい。そのことを要請したいと思うのです。これで最後にしたいと思いますけれども、いかがですか。

#### 土木部次長

まず、意見書を出せる88条の関係については、これは誤解しないでいただきたいのですが、法律上は87条の2に、縦覧をし利害関係人は換地計画に意見を言える。こういうことです。

問題は、利害関係人の取扱いで、従来から道の取扱いと私どもの意見は多少分かれていますので、この辺は施行者として一定の判断をせざるを得ませんので、その問題が一つある。

それから、評価に関するバックデータの提出については、先立って申し上げましたけれども、あくまでも法の中で出せるものは、個人情報であっても今回はあえて出しました。

しかしながら、策定過程の個人情報等については、情報公開の中で判断をして出させてもらう。こういうスタンスをとりたいと思います。また、議会については、議論になっている換地設計は、私どもは秘密会の中でご覧いただいたという前提で考えていますので、そういうことでご理解いただきたい。さらに、当然、意見書が出され、妥当なものだと判断をした段階、そして、審議会に付して、その中で直すべきだとかご意見等があった段階で、再度、私どもが換地計画を変更すべきということであれば、法に基づいて、そのような形をとりたいと思います。

#### **土木部長**

私から補足的な話をしたいと思うのですが、古沢委員と次長でいろいろなやりとりがありました。古沢委員の見解と、私どもの見解で違う部分があるのは確かです。

その中で、次長から詳しくは言いませんでしたが、事業外要因の扱いについても、古沢委員と私どもの考え方は大きく違います。それから、JRの補償対応についても、大きく考え方を異にしている部分があります。その部分については委員もご存じだと思います。意見書の関係については、過去の縦覧意見書の取扱いとの関係と、今回は施行者への意見書であるということで、市として主体性ある判断をしなければならないので、市長とも相談をして、また審議会の意見を聞くということにもなりますので、慎重に判断をしていきたいと思っております。

#### **古沢委員**

次長が先ほどおっしゃった利害関係人、これは、つまり意見書が出た場合に利害関係人がどうかで、ふるい分けされる可能性があるということですか。

#### **土木部次長**

基本的に、その可能性はゼロではありません。というのは、土地区画整理法第20条の中で、利害関係人というのは、ある一定程度の線引きがされている。それで、道が事業計画の縦覧等をやった段階で、広く意見を聞いたときに、これは北海道知事に対する意見書の集約の中で一定の結論、それは事業計画という都市計画法の中のある程度公益的な部分を考えてのだろうと私どもは考えているのです。

もう一つは、換地計画というのは、換地の内容について、地権者に不利益に換地をされたとか、不利益に清算金が算定されたとか、極めてごく限られた範囲の中で、だから、北海道知事ではなくて施行者が縦覧をしている。こういう性格を帯びているという考え方も文献にはあるのです。

従いまして、結論ではありませんけれども、そういう意味合いからすると、一般的な北海道知事が縦覧を行うということで整理をしている部分と、施行者が行っている部分には相違があると認識をしておりますので、振り分けはまだ、全然決めていませんが、法体系上はそういうなっていますので、その部分についても慎重に判断をしたいと思っております。

#### **古沢委員**

それでは、市民に門戸を開放して縦覧しているあれは一体何かということになります。利害関係人に対して縦覧すればいいわけですか。これは公衆に縦覧するわけでしょう。しかも、今度の事業は、小樽市も財務省も含めて地権者が11人しかいない。11人からしか意見がとれないのだとしたら、何の縦覧かということになります。

ですから、その点については、まだ決めていないと言われても、それでは、意見書を出した人が門前払いされたら、またこれも変な話になりますから、決まらないのですか。

### 土木部次長

基本的に、北海道知事の見解も、従来からの答申も無視はできないと思っていますし、当然、審議会の意見書が出たときに、審議会の委員の方々が、「法律上、こうなっていないか、こういう話も当然あるだろう。」という予測もしています。

そういう中で、我々としては、骨格、論旨をきちっと整理をして審議会に付託、付与、意見を聞くという措置をとらなければだめなので、今の段階でどうするかということは、庁内で同じような事業をやっているところもございいますから、私どもは11人ですが、中央通は110人、こういった取扱いもあります。

それから、利害関係人の範囲はどのように考えるのか。いわゆる公衆の縦覧をうたいながら、第2条でもって意見書は利害関係人とうたっている法体系上の矛盾、これが、今回、最後まで清算金の資料を議会に提出するかしないかの判断をしたところでございまして、現段階で結論づけて、本日、議会に私からこうするという方針は、まだ申し上げられなくて、先ほど部長がご答弁したように、その取扱いも含めて、市長、助役も含めた中で判断していきたいと考えております。

### 古沢委員

最後に、ぜひ縦覧してほしい。あと1週間しかない。縦覧した市民の中には、意見書を出したいと用意されている方もいるわけです。「あなたは、利害関係人でないからだめだよ。」としないようにしてほしい。

審議会についても、全国的には95年の閣議決定を受けて、こういった審議会を一般公開にしていこうと、地域によっては、区画整理事業についても審議会の原則公開に踏み切っているところも出始めているわけです。ただ、意見交換をすると、原則公開といっても利害関係人の範囲で公開をする。広く公開するということではないということがあったり、いろいろするのです。

しかし、時代の要請というか、流れはそういう方向ですから、今度の意見書の取扱い、審議会の運用規則も検討されるのでしょうから、そういう方向でぜひ努力をいただきたいということを最後をお願いしておきます。

### 土木部次長

基本的には規則がありまして、原則公開という立場で、今、委員がおっしゃったようなことも含めてですが、第三者というか、全くそれと関係ない部分での判断は難しいと思います。

それから、利害関係人の判断は、今、申し上げたように、古沢委員のご発言も含めて、十分に勘案した中で判断をしたいと思います。

### 水道局長

先ほどの水道局の落札率の関係で、説明させていただきます。

落札率の関係で、前から、予定価格の事後公表をしています。事前公表の問題がございまして。入札においての透明性の確保ということで、事前公表するかの検討をしまして、例えば23日の工事委員会にかけるかは決まっていますが、できれば試行という形で、小樽市も事前公表に取り組むべきという意見が出ています。

それから、適正化法に係る小樽市の取扱いは、成案といいますか、市の考え方ができれば、その後に議員各位への周知の方法を検討していかなければならない。こんなふうに思っています。

### 委員長

共産党の質疑を終結いたしまして、民主党・市民連合に移します。

---

### 武井委員

#### 臨時市道整備事業について

まず、説明いただきました部分についてお尋ねしたいと思いますが、臨時市道整備関係の問題です。

先ほど、所長から6億円の総事業費について、ゼロ債の1億円は6億円の中に入っているのですか。別なのです

か。そこを聞き漏らしたので、教えてください。

**土木事業所長**

6億円の中に1億円が入っています。

**武井委員**

今回は全部で36路線のようですが、例年より少なくなった感じがするのですけれども、昨年と一昨年の実績の路線数で結構ですから、教えてください。

**土木事業所長**

確かに、今回、提示しました路線は約半分ぐらいになっております。

昨年場合は、約86路線を実施しております。今回は36路線しか計上していないのですけれども、後日、雪が解けましたら現地を調査します。いろいろ新規要望の路線がございますので。あと、我々が全体的な計画をしている箇所も相当ございます。その中でどこが適当か、雪解け後、現地を調査して追加路線として決定し、2定でも報告したいと考えています。

**武井委員**

余りにも少なくなったので、道路整備はもう全部終わったのかなという感じがしますので、ここはひとつやってください。

**市道塩谷線の復旧について**

それから塩谷線の問題です。これは擁壁となっておりますが、例の崩れたところと理解してよろしいですか。

**土木事業所長**

はい。日正寺の前の擁壁でございます。

**武井委員**

裁判の経過はまだ聞いていませんけれども、あの擁壁は市の財産なのですか。あれは、恐らく、構造上はお寺の財産ではないですか。

**土木部次長**

現在は施工段階で、私どもが確認書を取り交わしている中で、原因者がはっきりしたら、それは費用負担を求めるということを前提でやっております。

ただ、財産管理などについては、敷地がどうしても公共用地、道路地でなくて民地で対応しているものですから、基本的にはお寺が最終的に負担します。現在は、公共のお金でやっている部分と、お寺が費用負担をしている部分と2カ所を一業者が合同でやっているのです。

ですから、最終的に、寺の敷地で今やっていることは、当然、寺が持つのですけれども、公共がお金を出してとりあえずやっている部分については、「完成後は、あなたがきちっと管理するのですよ。」という約束事をしまして施工しています。将来的に、多少、道路に出ている部分等については、「占用という形で、市との関係はやってください。」という約束事を結んで、今、復旧工事を、とりあえず今年の方は暮れに終わって養生していますけれども、春、雪が解けましたら、また、続きはやる予定になっております。

**武井委員**

そうしますと、今、とりあえず市民には迷惑をかけられないからやっているけれども、後できちっとした整理をして、取るものは取る、こう理解していいですか。

**土木部次長**

結果的に取るものは取るといっても、「原因がはっきりしたら、お互いに割合で取る。」という内容の文書ですので、そういう約束をしてかかるということです。

**武井委員**

それから、今、春に取りかかると言いますが、ああした青い覆いをかけたままになっているわけですが、裁判は継続しているのですか。それとも、見直しなどがあつたら教えてください。

**土木部次長**

実は、まだ裁判が起きていないと言ったら変ですけども、提起されていません。ですから、今は労働基準監督署の調べ、小樽警察署の調べがどの程度進んでいて、小樽地検がどういう形で、業務上過失致死での労働基準監督署の告発が予想されることは考えているようですが、現在、そういう動きの情報は入っていません。ただ、あいつた事故ですので、それなりにあるのではないかとこの予測は立ててございますけれども、まだ起きていません。

**武井委員**

今までは、現地は一方通行できちっとガードまでしてあったのが、全部解かれて2車線通行になりましたから、もう、ケリがついたのかなと思って、最初は、まだ現場検証もできていないから、1車線にして交通規制しているのかなと、こう思ったのですけれども、まだそこまでいっていないと理解していいですね。

それから「今回の事故のような類似線を調査せよ。」ということで調査した結果、「8路線ほどこういう場所がある。」こうなっていたのです。私は当時「そういう路線は、迂回してやるのか。地権者に話をしてやるのか。」と言ったら、「迂回する場合もある。」というような答弁だったので、この8路線対策は、今日の報告の中に入っていますか。入っていないとすれば、今後、どうしようとしていますか。

**土木事業所長**

前回の委員会でも聞かれたのですけれども、確かに、そういう路線につきましては、地先の方と十分お話をしている中で、相手方が擁壁を直していただければ、うちも側溝整備をしていく。そういうことで、これから相当な時間がかかると思っております。

**武井委員**

もし、そうだとすれば、迂回するのかと聞いているのです。

**土木部次長**

本日は数字は失礼しましたけれども、以前の議会で、武井委員の質問時と思うのですが、残路線の例えば桜町では、「そんなに高くない。石垣費については、地権者と話をして自然の法面にしてもらって、そこは終わった。」とか、オタモイの予定していた部分で1カ所、擁壁といいますか、ブロックが傾いていて、工事をやると倒れる可能性もあるというようなところについては、地権者と話しても、すぐ対応できないということもあって、一応、現地を確認した中で、現状の側溝を多少生かしながら、とりあえず去年の段階で工事が終わって、何とか塀が直る段階で、もともとのつなぎの部分をやろうと、こんな話をして工事をやっている部分もありますし、どうしてもご理解を得られないで、やむなく去年の段階ではやらなかったというところもございました。

ですから、今春、その話もまだ継続的にやるということで進めたいと思っておりますけれども、春に一番で、この路線の中に入っていかるとなると、話合いがつかず、話合いがつけば、逐次またやりたいと思います。一応、総枠では、途中で止まっている部分、地権者の協力をいただいて直している部分、全くやっていない部分もございまして、その点は現状としてご理解をいただきたいと思っております。

**土木事業所長**

前回の8路線については、今回のこの路線には入っておりません。

**武井委員**

人災では大変でございます。先日の塩谷線も、ともすれば天災でなく人災かなと思っておりますので、こういうことのないように、お願いをしておきます。

**下水道問題について**

昨年、桜町なども含めて、例えば無落雪の水の流れ、放流場所などについて、下水道につながっていたか否か、

調査結果が出たようですがどうですか。下水道につながっていたのは何件、率で何パーセントぐらいあるのですか。たしか40数パーセントと聞いていたのですよ。

**(下水)管理課長**

この件につきましては、平成11年は熊碓、平成12年は勝納地区を調査してきております。調査対象戸数は、両地区を合わせまして 3,702戸でありました。

**武井委員**

ちょっと聞き取れない。

**(下水)管理課長**

3,702戸でございます。

そのうち、汚水施設につながっているところが 390戸、10.6パーセントでございます。

**武井委員**

それから水洗化についてですけれども、もう既に終わっているところは、90パーセントを超えていると認識しています。これは、下水道事業所が大変に努力された結果だと思えますが、市民に広く利用してもらおうという目的でやった貸付件数、水洗化に対する貸付件数は、今までどのぐらいになりますか。

**(下水)管理課長**

水洗改良に伴う貸付金でございますが、昭和45年度から制度を実施しておりまして、12年3月末現在の貸付総件数は22,408件でございます。

**武井委員**

これは市民が大変喜んでいますが、保証人のことも含めた中身の問題です。これだけ喜ばれていながら、今まで滞納者はどのぐらいありますか。

**営業課長**

過去3カ年で、9年度ですけれども 111件、89万 2,000円でございます。それから10年度 104件、93万……。

**武井委員**

件数だけでいいです。

**営業課長**

11年度は99件です。

**武井委員**

これは、どうなのですか。今まで滞納しているということは、払う意思は全然ないという趣旨なのですか。それとも、何かの都合で、これからもまだ払っていくということですか。どういうふうに入っているのですか。

**営業課長**

引き続いて払っています。今、言いましたのは、12年3月現在でございます、引き続いて入っています。

**武井委員**

要するに、50回返済だったと思うのですけれども、40万のときは5×8が40で 8,000円ずつ50回だったね。今回の回数は、私は延ばせと言ったのだが、もらわなかったと思うのですけれども、その回数内に払わないのが今の数字だというふうに理解していいのですか。

**営業課長**

そのとおりでございます。

**武井委員**

何を言いたいかというと、22,408件もあるというのは、市営住宅、マンションなどは違いますから、6万所帯のうちの3分の1が利用しているわけです。

この中身は、お互いに気安い人同士で保証人をやり合う。こういうやり方は、親しい人なので、その人には迷惑をかけられないと。お互いにそういうやり方で、非常に利用しやすい。保証協会などは、とてもではないが、はるか上の金の話です。こういう低所得者、今の小樽市の1人平均の所得はいくらだと思いますか。250万円です。小樽市民1人平均の所得です。こういう人たちが借りているのです。そういう意味では、私は、非常に汗を流した制度だなと思っております。

したがいまして、私はそう思っているのですが、局長、この制度ですが、今述べられたケースを見て、局長自身は、この制度はよかったと思いますか。その評価はどうですか。

#### **水道局長**

実は、水洗化の促進と申しますか、環境の問題を含めまして、下水道の施設整備を促進しなければならないという国の基本的な方針がございまして、この制度につきましては、当初から起債の対象になってございまして、今、委員が言うように、有意義な活用の仕方をされながら、今まで発展してきたと思っております。私としては、促進にはこの制度が大変よかったと申しますか、良い制度だと思っております。

#### **武井委員**

滞納も12年3月現在だということですが、減ってきているのです。111件から104件、99件と、だんだん払ってきているのも、私がさっき言った、非常に取り組みやすい制度だからかなと。本当だったら払う意思はあるわけです。そうでないと、自分の親しい人に保証人になってもらったことで迷惑をかけるわけです。そういう意味では個人対個人の問題ですから、これは、私はどんどん納入が上がってくる。こう思っています。

これも以前に聞きましたが、その後の経過で結構です。船浜町の下水道処理場は、先日、道路工事のため1,500平方メートルほど民間に売ったそうですが、残地利用の内容、あるいは計画等がありましたら、教えてください。

#### **下水道事業所長**

昨年4定で、下水道処理場の一部を売却したという話をしましたが、昨年は、臨港道路の建設のために立退きをされた方に売却することを、第一に考えたわけでございます。

今年は、残地が約4,000平方メートルありますけれども、これについては、いろいろと検討しながら対応していると思っておりますが、道路の関係、都市計画上の規制、そんなものがありますので、売却に当たっては、相手方にその辺のことを説明しまして、よりよい活用方法をしていただくよう、これから考えていこうと思っております。

#### **武井委員**

そうすると、まだ売却だとか、要は跡地の利用目的があるかないかということが一つ、それから、もし売るのであれば、民間人でも誰でもいいかということ、それから、売れないとすれば、何か障害があるのかどうですか。

#### **水道局長**

これは、新野議員、武井議員と、4定でしたか、ご質問をいただきました。今、所長からお話ししましたとおり、地権者に対して緊急に売るということで、1,500平方メートルを売却した残地があります。

これについては、現地に住んでいた方は、三十数件の住宅がなくなったので、新野議員、武井委員から話が出ていますが、地域振興をどうするかという問題が一つです。

それから、武井議員からお話がございます遊休地の有効活用でございますが、処分ですから、私はできるだけ高く売りたいという二つの目的を考えながら、近々にできるかどうかというのは、全庁的な、道路の問題等もございまして、私どもとしては、所有していた土地を2メートルほど道路用地として市に移管しています。この辺を勘察していただきながら、土木部、建築都市部の問題もございまして、全庁的な考えの中で、この地域の開発、地域振興ができるやり方をしていきたいというのがねらいです。

それから、今の話の部分ですが、市の各部には照会をしましたが、この土地を利用した市の施設はないということですので、武井議員がおっしゃったように、公募で民間に売却することになると思っております。

**武井委員**

**除排雪問題について**

今まで答弁いただいた部分の確認ですが、除雪の問題です。

除雪については、私が以前に質問しましたが、現行の除排雪水準の路線区分は必ずしも実態と合っていないところもある。こう述べられています。したがって、今後は基準を明確化すると答弁をいただいています。

あれから1年経過しました。どのような基準ができたのか、あるいは作ろうとしているのか、平成13年度の冬には間に合うのか、お答えください。

**土木部・関野主幹**

本会議でも除雪についてのご質問がありまして、その中でも答えたことですが、除雪水準の見直しにつきましては、現在、道路の路線格付の見直し作業をやっております。その見直し作業というのは、道路計画を作る上で、道路計画というよりも、道路整備、除排雪計画に利用するものでございますけれども、この道路格付の見直しを平成13年度中に行う予定で、その作業に合わせて除排雪の水準についても見直しする予定でありまして、13年度中には見直し作業の案を作りまして、14年度を目処に見直し計画に合わせた除排雪を行っていきたくて考えています。

**武井委員**

13年度中に見直し作業を終えて、14年度から実施していきたい。こういうふうに理解していいですか。

**土木部・関野主幹**

13年度中に案を作りまして、これは行政側の案ということですから、当然、住民の方のご意見等を聞くことも考えなければならないものですから、その後の14年度ということで考えております。

**武井委員**

それから、除雪の問題が出たので、もう一つお願いをしておきたいのですが、代表質問でも言ったのですが、3種の5の路線、この雪割り路線の件でございますけれども、そろそろ出勤の時期が来ました。今までの答弁の中では、これらは徐々に解消していきたい。だから、今年は、少なくとも2回ぐらいは、そういう路線に入りたいという答弁をいただいたかと思うのです。

今年は新聞を見たら、1回は入ったようです。そう書いてありました。それで、まず1回程度入ったのは事実かどうか。あるいは、もうこれからさらに解けてきて、2回目は入れるのか入れないのか。入れるとしたら、いつからどのように道路を選定して入れるのか。お答えください。

**土木事業所長**

今年の冬にかけて、3種の5の雪割り路線ですけれども、通常、今までは、シーズンに春先1回の雪割りをしてきたと。今年度は道路状況等によりまして、パトロールの結果ですが、拡充を図っていきたいということで当初の計画がスタートしました。

現在、3種の5の雪割りにつきましては、1回は終わっているところでございます。しかし、まだやっていない箇所も、1回の路線もあります。今年目標に掲げていたシーズン2回ということで、2回入った路線もございません。昨年から比べると、多少なりは前向きになったのかなと考えております。

**武井委員**

今年は寒いのが幸いしたのか、まだ、ざくざくの状態になっていないのです。そういう意味では、あなた方も非常に助かっていると思うのですが、恐らく、これから解け出すと、車の走行に支障を来したり、あるいはお年寄りが歩くのに困難な場所が出てくると思います。3種の5の路線ですから、恐らくは良い路線ではないわけですから、歩行者、歩行弱者の方には不便さがあると思いますので、ぜひともパトロールを強化してほしいということをお願いしておきますが、よろしいでしょうか。

**土木部長**

先ほど関野主幹から、除雪水準の設定についてお話ししましたけれども、委員が言われるのは3種の5の部分だと思うのですが、これも含めて、全体的に見直しをしよう。

今、5段階になっておりますけれども、その5段階がいいのかということ、私どもの除雪システム、行政がかかっているのは、直営・委託除雪と貸しダンプ制度という二つのシステム、制度でやっているのですが、それで果たしてやっていけるのかということで試行をしていこう。例えば5段階までやって、4段階は、今、委員もおっしゃるように、年に2回入るとか、3種の5については1回にするとか、もっと言うと、3種の5も2回にするとか、いろいろトライアルをやって、実際、平年ベースで雪が降ったときの除雪費はどのくらいになるのか、そんなシュミレーションもやりながらレベル調整をしていこう。

その中で、場合によっては、マスコミでよく取り上げられていますが、通抜けのない沿道の人たちしか使わない道路については、その道路の沿線の人しか使わない道路についてまで、公費でやるのは今後は厳しいという指摘がされています。そんな中で、このシステムにも踏み込んだ一定の提案も考えていきたいと思っております。

そんなことからいいますと、14年度の内容については、今のところまだ方向が見えていませんけれども、一定の方向が見えた段階で、先ほど地域住民の方にもという話をしましたが、議会にもお示しをした中で、また議論をしていただく、そんなステップを踏みながらまとめていきたいと思っております。

#### **武井委員**

これは、岡山の街に行ったときに言われましたけれども、「北海道では10億円以上に及ぶお金を、あれはどぶに捨てるようなものですね。」と、「実際にどぶに捨てているのですよ。」と、こう言った覚えがありますけれども、そういう点では、あなた方も非常に大変だと思います。先ほども言っていましたが、臨時市道整備が6億円です。それを上回る除雪費をどぶに流しているわけですから、予算上も大変だと思いますが、小樽は、高齢者が多い街でございますし、快適な冬プランという方針もあるわけですから、ぜひともやっていただきたいと思っております。

#### **都市計画基礎調査について**

次に、市街地の整備事業概要、これも私の質問に答えているのですが、都市計画基礎調査をもとに市街化区域、及び市街化調整区域などの見直しを28,583,000円の中でやりたい。こういうふうに答弁をされています。予想される見直し地区はどこを予定しているのか、お答えください。

#### **都市計画課長**

新年度予算でございますけれども、見直し経費という形での事業名にはなっておりますが、これについては、今すぐどこを見直すという形はとっておりません。この予算の中で、基礎調査等を実施しまして、建物の利用状況だとか土地の状況、こういった調査をいたしまして、その後に見直しする必要があるのかどうか、そういった形で調査をいたします。これは、毎年行っている調査でございます。

#### **武井委員**

今、お金をかけて基礎調査をやるわけですが、その目的は当然見直しなのだろうと思いますが、その目的に向けて、今年は無理でも、そういう方向に進んでいく。こう理解していいですね。毎年やっている調査ですから。

#### **都市計画課長**

当然、その調査をもとにどこを見直すか検討をしていただきますので、今後、地域の土地利用上の規制というか、地区を定めておりますので、そういったものを見直していく必要があるか検討していくことになります。

#### **武井委員**

#### **融雪水排水処理について**

土木部、建築都市部の両方の問題です。そういうことで、それぞれの立場でお答えください。

昨年1定の代表質問でお答えいただいたことで、また、建都については12月に質問したのですが、この1年の間に隔たりのある答弁が出ています。これは、どちらが本当なのか整理していただきたいと思っております。あるいは、字

句が間違っているのだったら、それで結構です。

どうということかと言いますと、融雪水の排水処理について、「融雪水の流末処理を地下への自然浸透方式、または雨水側溝等への排水方式、もしくは両方を併用することを条件として業者への指導徹底を図りたい。」これが土木部の答弁です。それに対して、今年、建都は、「融雪水の側溝への放流には、側溝の有無、接続状況などが適切に施工されているか現地調査を行った上、措置したい。」という答弁です。そうしますと、一方は、側溝があってもいい。一方は、側溝の現地調査を確認して、それから措置する。こういうことではっきりしません。

小樽は古い街です。確かに、側溝があるところ、ないところとあろうと思います。しかし、自然浸透方式は、他人に迷惑をかけてケンカのもとになります。人の水は要りません。しかも市が貸してやった融雪費や、そういうお金で他人に迷惑をかける行為があってはならないと思います。

この答弁について、もし修正する部分があれば、私は原文どおり、市長答弁のとおりに言っているのですから、原文を直すところがあれば直してもらって結構です。このままであったら、両部とも見解の統一を図ってほしいと思います。

#### **建築都市部・小紙主幹**

今議会の代表質問で市長からご答弁させていただきましたが、今回、バリアフリー等住宅改造資金の融資制度の中で、屋根の改造をする方に融資を行っておりまして、その融資を利用して屋根を改造をされた方、無落雪にされた方が、融雪水を放流する際、側溝がある場合には側溝に放流してもらおうということで、側溝があるかないかということをも確認しなければ、側溝に放流することがいいか悪いかという判断ができませんので、ご答弁の中では、そういう形で市長からご答弁させてもらったところであります。

その中で、側溝がない場合につきましても、小樽のこういう事情でございますので、無落雪の屋根に改造すること自体がだめということにはならないケースも多いということで、浸透枡方式につきましては、私どもは、これは許される範囲ではないかということで、いわゆる自然浸透、何も無い状態で垂れ流しにするという状況だけはまずいと考えてございます。

#### **武井委員**

そのように訂正するのならいいよ。訂正しないのであれば、どなたにだって日本語は読めばわかるのですから、側溝の有無、及び側溝接続状況を適切に施工されているかどうかの現地確認、調査をした上、措置をする。これは融資をするという意味ですね。今の答弁のように、側溝があってもなくても良いのか、はっきりとしてください。

#### **建築都市部長**

委員の質問の趣旨は、側溝への放流という事例を挙げられましたので、側溝ということでご答弁をします。土木部で、先ほど委員がおっしゃったように、浸透枡云々という話がありますけれども、それがいいという……。

#### **武井委員**

浸透枡なんて言った覚えがない。

#### **建築都市部長**

先ほど土木の方で答えをしたと……。

#### **武井委員**

言っていません。

#### **建築都市部長**

失礼しました。自然放流ですね。

そういう考え方は違うのではないかというお話でしたけれども、我々としては、先ほど言いましたように、側溝という一つの実例を出してのご質問だったものですから、その実例に対してのお答えということでご理解していただきたいと思います。土木部との考えに違いがあるのではないかとおっしゃっていましたが、基本的には違

いはないと考えていますので、その辺ご理解をしていただきたいと思います。

#### **土木部管理課長**

私どもの融雪費等のお話につきましては、委員がおっしゃいましたように、地下への自然浸透方式もしくは雨水側溝等への排水方式、または、これらの方式を併用することによって行われること云々とあります。委員に指摘されまして、私も改めて考えましたが、申込みに来た方が、自然にいわゆる路面内、敷地内に流すということは想像もしていなかったので、あくまでも浸透枘がなければ、自然浸透としては認めないという取扱いをしていますし、今年度の実績でもそのようなものが何件かあります。

そういった認識でいたのですが、委員のご指摘のように、その辺の誤解を招くところもありますので、4月1日からの申込みにつきましては、概要という手引も配布していますので、その中では具体的に浸透枘云々ということをお願いしたいと思います。

#### **武井委員**

何でこの話を聞いたかという、昔、小樽市の中でも、家が密集していない地区で実際に側溝を作らないで自然浸透方式をやっていたところがあるのです。だから、こういう方式があることは事実です。それだけに、誤解を招くので聞いたわけです。

今度は、そうなっているところへ家が建ってきたものですから、争いが起こるということです。例えば、国立療養所構内の問題。9月の大雨で民家へ水が流れ込んで大問題になった。ここも自然浸透方式を採用していた国立療養所の水が、あれだけ広いところに降ったのですが、民家に一挙に流れ込んだという例です。ですから、こういう方式があるわけです。

もう一つは、枘の場合です。浸透方式もそうなのですが、家を建てたばかりのころは浸透するのです。2、3年しますと、下が硬くなり浸透しないのです。枘もあふれてくる。そうすると、また同じような状況が出てくる。浸透枘であるからといって、理屈ではつながるかもしれないけれども、あふれてしまうわけです。

ですから、そういうことも検討した上で配慮してもらわないと、小樽市が金を出してやった融雪施設や、あるいは無落雪の水がそういうところへ入ってしまう。そのために近隣の人たちと争うと。この間も胸ぐらをつかみながらケンカをしていた人がありまして、そういうことでは困ります。ですから、念には念を入れた措置をしていただきたい。こうと思いますが、両部長、いかがですか。

#### **土木部長**

この件は、融雪施設を作る以前に指摘があって厳しく指導をしていますが、今の意見を受けて、新年度が始まりますので、きちんとした業者指導なり申込者に対する指導をしていきたいと思っています。

#### **建築都市部長**

主幹からも申し上げましたけれども、まず、側溝の整備状況を検査する。それから浸透枘等々の整備をするということを、相手側に説明して実行させるように努力したいと思っています。

#### **武井委員**

ぜひともご期待をします。せっかく皆さんが良かれと思ったことが、市民の間の不和の材料になると大変でございますから、そういうふうにやってください。

#### **バリアフリー等住宅改造資金融資制度について**

私も、大勢の席で言っていいか迷っていたので、建築都市部でも理解できなかったかもしれません。その点、私も反省しています。

私は1,200万円という所得制限を低くして、低所得者が利用しやすい制度にということをつつもりなのです。

ところが、建都でお答えになった内容を見ると、1,200万円を下げたら、下の人は利用できるのかという受け取り方をした答弁と私は感じました。

こういうことなのです。小樽市民の1年の平均所得は250万円です。1人平均ですよ。そういう所得の方が利用できやすく、しかも、市民が幅広く利用することを目的として始めた事業です。そういう意味では、先ほど水道局からもご答弁いただきましたけれども、同じ目的でやっているのです。しかも、2万件以上の方が利用できる。

この点、建都のこの制度は10件と、3,000万円です。足りなければ、協調融資なら3,000万円だから10件ぐらいといって、それで果たして幅広い市民への使用目的と言えるかどうか、6万戸もあるのに。私の言い方が悪かったかどうか知りませんが、ここで重ねて質問をいたします。

何でもかんでも私が言うかという、所得1,200万、800万、500万、250万円の方、こういう方が、協調融資に持って行って、せいぜいやったところで10件しかない。3,000万円ですから。だから、このようにすると、必ず高所得者から、保証協会は返済能力はあるかないか、こういう問題を見るのだから、返済能力のある高所得者から順に貸していけば、所得250万円に来るまでには何もなくなる。そう単純に考えます。

平均なのだから、250万円より所得が低い人がたくさんいるわけですから、こういうことを言いたいだけでもあの場では言えなくて、ここで申し上げているのです。そういう方にプラスになる制度を、そのためにはどうするかというと、私は保証人という言葉で予算委員会で言いましたけれども、下水道で取り組んだ保証人制度、せめて300万円の融資がダメなら100万円だけでも、水道は50万円ですからその倍になるわけですが、そういうような方法にしたら使用頻度が非常に増えるのではないかと。

お年寄り、年金18万円あれば文句なく天引きされるのです。そういうお年寄りが屋根の上へ上がって雪をおろすことはできない。人を使えば2万円、3万円も取られる。こういう人たちをどのようにして救うのか。私は、市が無利子でこういう人たちに融資をしてあげる。こういう方法を、それには借りやすい方法でなければだめだと。それには、今言ったように、2万件のうち99件と言いましたが、それは滞納者はあるかもしれません。この人は、私は必ず返すと思うのです。私は市に汗をかいてほしい。あなた方は、住宅金融公庫の基準をそっくり使ったと。住宅金融公庫は汗をかかないで済む。しかも、住宅金融公庫は家を建てるのですから1,000万円、2,000万円の金です。これが保証協会を通ったら、これは通ると思います。

けれども、100万円借りるのに保証協会に行くにも、何か敷居が高くて行けない。それが、隣のばあさん等の親しい人に「保証人になってくれ。」「ああ、いいよ。そのかわり、おまえもおれのときはなってくれ。」というような責任を持つ。知っている人に迷惑をかけられませんから責任を持つ。そういうふうにしてお互いに責任を持たせて、利用しやすい制度。こういうものをせめて、300万円が難しければ、100万円でもいいから、そういう制度にできないか、これが私の趣旨なのです。

ですから、もう少し汗をかいて、市民が広く利用のできるような基準の改正ができませんかというのが真意なので、部長の賢明な答弁を求めます。

#### **建築都市部長**

武井委員の言われていることは、前回からわかっているつもりでございました。逆に、私が説明不足でご理解いただけなかったのかと反省しています。

まず、低所得者ということは当然考えています。所得の上限は別としても、当然、100万円を借りたいということについては100万円が結構です。上限が300万円ですから、50万円ということも、これは借りることができます。

金融機関と担保をつける、つけないということも、その方の状況によってはあり得ますし、保証人で済むこともあり得ます。ですから、その方々の状況で、保証人で済む場合、逆に保証人なくて、先ほどから保証協会というお話が出ていますが、この場合は保証協会ではなくて、一般的に金融機関にあります保証会社といいますか、そういう保証会社の保険、保証料で、逆にそれだけで保証人が要らないということもあり得ます。いろいろバリエーションがありますので、金額に応じた融資の方法がとれると思っていますので、現段階では、そういう形で進ませたいと思っています。

ただ、予算特別委員会でも武井委員のご質問にお答えしたと思いますけれども、上限も含めて、制度的には借りやすさを当然求めていますので、その中で、制度全体を見直す等々ありましたら、今後、利用状況を把握しながら進めたいと考えています。予算特別委員会でお話ししたときは、ご理解いただけたと思ったのですが、そういう意味では、今後、そういうことで進めていきたいと思っておりますので、再度、ご理解をいただきたいと思っております。

**武井委員**

おおよそ中身はわかってくれたようではありますが、私は、市民が広く利用するためには、汗をかいた基準をつくってくれと言っているのです。住宅金融公庫の、家を建てるために1,000万、2,000万、3,000万円借りなければならぬような人たちの基準を持ってきて、100万円足らずの、あるいは50万円の人もいるかもしれないというのだから、その基準を持ってきてやることは、余りにも低所得者を考えていない制度という気がします。下水道とも十分協議をして、今後については、現段階ではという部長のご答弁ですから、今後に向けて、できるだけ下に厚く、そういう政治をやってほしいということを申し添えて終わります。

**委員長**

民主党・市民連合の質疑を終結いたしまして、この際、暫時休憩にいたしたいと思っております。

休憩 午後 3 時20分

再開 午後 3 時40分

**委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

公明党、高橋委員。

-----  
**高橋委員**

**水道凍結問題について**

今年の冬は大変低温が続きまして、厳しい冬でありました。水道の凍結が問題になりまして、新聞でも報道されたところであります。今冬は、何件くらい凍結の問題があったのでしょうか。

**水道局・中村主幹**

12年度の凍結該当件数は、昨年12月6日前後に集中いたしまして、2月末日までに1,391件となっております。

**高橋委員**

これは、昨年度及び例年に比較してどのような状態だったのでしょうか。

**水道局・中村主幹**

今年は、全道的に水道の凍結が多くありまして、小樽市におきましても、昭和59年度に次ぎ多く発生しております。最近の年度別で比較しますと、今年度は、平成8年度の件数でいきますと8.2倍、平成9年度では1.3倍、平成10年度は5.7倍、昨年の平成11年度では8.2倍という状況であります。

**高橋委員**

凍結の主な原因といたしますか、寒いのは当然ですけれども、主な原因としてはどのようなものがありますか。

**水道局・中村主幹**

水道と雪の量、積雪とは非常に関係がありまして、今年は、例年になく積雪が少なかったことが、まずあります。それから、例年になく最低気温がマイナス10度を下回る冷込みが重なり、特に2月ではマイナス7度以下の日が1日から17日間続いたということが、水道の凍結を多く発生した要因ではないかと思っております。

**高橋委員**

その中で、構造面といいますか、ハードの面と、それから水抜きを忘れたなどソフトの面といいますか、人為的なものがあるかと思うのですけれども、その割合というのですか、大体でいいのですが、それはどういう内容になっているのですか。

**水道局・中村主幹**

水道の凍結の要因のほとんどが水抜きを忘れたということで、80%以上であります。

ただし、2月に入りましてからの低温による、配水管の凍結はありませんでしたけれども、一部、借地内で給水管の凍結が発生したということがあります。

**高橋委員**

古い管では、例えば深さが浅いとか、家の構造的に断熱材が薄いとか、そういう面での相談はありませんか。

**水道局・中村主幹**

建物の構造的な問題では、最近の建物は、以前と違いまして、水道管は隠ぺいされていると言いますか、隠れておりまして、非常に解氷を困難にさせているというのが現状であります。建物も、先ほども申しましたけれども、水道の凍結は家屋外がほとんどでありまして、それを防ぐには、やはり積雪で家屋外を覆うと言いますか、床下に寒気を入れないことが、水を落とすのに続いて凍結を防止する策であります。

今回の凍結を件数的に見ますと、ワンルームマンションと言いますか、独身者、高齢者世帯、そういう方で水を使用する機会の少ない方が凍結させているということでありまして、できるだけ水の流れを、使用回数を多くしていただければ、水道局も助かりますし、滞留時間を短くして凍結を防いでいただくというのが、これからのPRのテーマかと思っております。

**高橋委員**

また、今後ともあろうかと思しますので、これに対する対策はどのように考えられているのですか。

**水道局次長**

今、委員が言われましたように、凍結については凍らさないことと、もう一つは、凍ったものをどうするか、そういう対策があるかと思えます。凍らさないということでも、いろいろソフト面があります。今回は、FM小樽をお願いをしまして、2回ほど、「水抜きを徹底してください。」というPRをしました。凍結のひどいところは、「水を出しっ放しにしてください。」というのが一番ですが、公には言えないのでやめました。

それから、宅地内での掘下げ不足で凍ったところは、さらに住民に説明する必要があります。それから、凍ったところは早く解かすというのは、これは水道局なり使用者の要望でございますけれども、その中で業者対応とかありますので、これらの危険管理と言いますか、そういうものについても、近く今回の反省会を設けようと思っておりますので、水道局の担当職員の意見を聞いて、さらにスピードを高めるような凍結対応についての努力をしてみたいと考えております。

**高橋委員**

一部に混乱があったようですので、できるだけそんなことのないように対策をお願いしたいと思います。

**砂まき路線について**

除雪について何点かお伺いします。

先ほどもあったように、今年は非常に気温が低くて、雪解け後のツルツル路面が結構ありました。それに対しては、砂まきを一生懸命にやられたと思うのですけれども、砂まき路線は、現在、何路線あるのか、その延長の長さについてもお知らせください。

**土木事業所長**

今年度の砂まき路線は、延長約40キロメートルでございます。路線数は、132路線でございます。

**高橋委員**

砂をまくのに便利な車がまいているのですね。あの車は何台あるのですか。

**土木事業所長**

砂散布車ですが、これは、我々で市内全域を3ブロックに分けて、3台で小樽市内全域を回っております。

**高橋委員**

砂をまく基準ですが、誰が判断をして、いつ、どのようにまいているのか、お知らせください。

**土木事業所長**

予算特別委員会で答弁しましたけれども、我々は委託業者に発注しております。委託業者が、まずは道路パトロールをする。それから、我々から12時間後の気象情報を提供します。それに基づいて、それぞれ判断して、早朝なり夕方に散布するようになっています。

**高橋委員**

砂まき車は、1台どのくらいするかわかりますか。

**土木事業所長**

基礎価格で1,700万円くらいします。

**高橋委員**

砂まき事業の費用は、どのくらいかかっていますか。

**土木事業所長**

市全体で、年間4,000万円弱くらいかかっています。

**高橋委員**

市民から、必要な時に砂がまかれていないという話もありまして、一度に全部回れないわけですから、理解はできるわけですが、その点については、苦情等が入っておりますか。

**土木事業所長**

砂まき路線自体は、大体が急坂路線です。そして、1台の車が自分のエリアを回るのが大体4時間くらいかかります。確かに、順番があつてなかなか地先の住民にすぐ対応ということはできませんけれども、それぞれのところに砂箱がございますので、その砂である程度は、地先の方をお願いしている経緯がございます。

**高橋委員**

砂箱の砂が使われることが結構多くて、「なかった。」という話も伺っているのですけれども、そういう情報は聞かれていましたか。

**土木事業所長**

砂箱の補充については、結構、市民の方から各ステーションに連絡がありました。それにつきましては砂箱に番号が書いてありますので、その番号を聞きまして、各委託業者にファクスですぐ補充する連絡方法をとっています。

**高橋委員**

原因として、車道だけでなく、歩道にもかなり住民の方がまいているという事実もあり、歩道対策も必要と思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

**土木事業所長**

確かに、今年は車道ばかりでなく、歩道についても必要だと思いました。

我々は3組合に委託して、人力で横断歩道の段差解消もやっております。その中で、急きょ、それぞれ砂を持っていただいて、中心部でございますけれども、歩道にまいた経緯がございます。

**高橋委員**

砂を使う率、量は増えてきている傾向にあると思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

**土木事業所長**

確かに、最近、ロードヒーティングにかわり、砂まきが主流になっています。今年3月10日現在、砂をまいた総量は、機械と小袋で約2,700立法メートルになっております。

**高橋委員**

ロードヒーティングが難しいという事情もあって、砂まき路線が増えていく傾向にあるのではないかと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

**土木事業所長**

我々は、今、急坂路線のみに大体はまいているのですけれども、多少の勾配レベル区間でも相当スリップするということで、砂をまいてくれという要望がたくさんございます。そういうことから、今後、ロードヒーティングのかわりに、今の段階では砂を蒔くしかないと思いますけれども、徐々に延長は延びるかなという感じはあります。

**土木部長**

今の件で、私から補足させていただきますけれども、ロードヒーティングの関係については、陳情がかなり来ていますし、それ以外に私どもに要望が来ているものがたくさんございます。その中で、1定が始まる前に各会派に、ロードヒーティングのあり方について検討しているとお話をしていきますけれども、その中では、生活幹線レベルまでについてはほとんど終えている中で、14年度以降、ロードヒーティングについては、多くはできない現状にありますという事情もお話ししました。その中で、今、所長からお答えしていますように、砂まきで何とか対応できるかどうかということで、ここ2、3年集中的に砂まきを増やすということ、それから砂箱の設置も多くということをやってきました。

その中でも、今、委員がおっしゃるように、砂まきはもっと来てくれという要望だとか、いろいろなものがありますので、その整理をしながら、先ほど言われた砂まき車を増やすとか、砂箱については、単に増やすだけではなくて、先ほど申し上げた路面管理責任の関係、これは歩道も含めてですけれども、その中でまた検討していかなければならないと思っています。

**高橋委員**

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

**住宅管理公社への委託業務について**

次に、住宅に関して質問をいたします。

申込みについては、住宅管理公社に業務委託をされていると思いますけれども、住宅管理公社はいつから開設をしたのか、それから、市が業務委託をしたのはいつからか、この2点をお願いします。

**住宅課長**

住宅管理公社は北海道の提案により、財団法人北海道住宅管理公社として昭和63年6月に設立されてございます。管理公社の目的でございますけれども、道営は全道に散らばってございます。小樽は道営もかなり多うございまして、そういった部分の管理を目的として設置されたと聞いてございます。

それに伴いまして、市におきましても平成元年4月より、入居の申込みにつきまして業務の委託をお願いしているところでございます。

**高橋委員**

なぜ業務委託になったのかという理由についてお願いします。

**住宅課長**

業務委託につきましては、もともと市営住宅につきましても、市の住宅課でやっていた経緯がございます。その時には、年2回の入居募集で入れていたのですけれども、住民サービスという観点から、現在、偶数月でやっていますが、同時に道営も従前からやっていたので、窓口の一本化、こういった部分の観点から、その部分で管理公社に委託した経過があると聞いてございます。

**高橋委員**

窓口業務について、何件か、私どもに市民からクレームが入っております。この点についてはご承知でしょうか。

**住宅課長**

私は平成11年にこちらに来まして、それ以来、1件ほど聞いてございます。

ただ、実際の取扱いは道営、市営で、そういった募集月のこともございますけれども、平均しますと大体60件ほど、そういった部分ではあると聞いてございます。募集件数については、私の在任期間中で1件耳にしています。

**高橋委員**

市営住宅に入りたくてもなかなか入れない。そういう状況はわかるのですけれども、訪ねて行った方が、「今、市営住宅はいっぱいなのだから入れないでしょう。」と言われたということなのです。

窓口業務は行政サービスという意味で、市の窓口業務と一緒にという考えで指導をお願いしたいと思います。

**建築都市部次長**

管理公社に委託しております窓口業務につきましてご意見がございました。

私どもで、今、委託している部分で言いますと、市の住宅課にある窓口の部分と、管理公社の窓口が離れているということもございまして、きめ細かな配慮ができない部分があるかもしれませんけれども、基本的に、窓口に来られている方は、入居を切実に希望されている方が多いと思っております。また、今の状況としてすぐ入居できる状況ではないということもございまして、

そういう意味では、そのあたりの状況の説明なり、それぞれの事情の確認とか、それなりの対応をすべきだと思っております。委託はしていますけれども、直接業務をやっているのと同じ形の、配慮ある対応というものが何かと思いますので、今後、公社といろいろ協議しながら詰めていきたいと思っております。

**高橋委員**

ぜひ、そのようにお願いしたいと思っております。

**市営勝納住宅の建設について**

次に、勝納住宅について何点かお聞きをいたします。勝納住宅は、いつごろから取りかかる予定なのですか。

**建築課長**

勝納住宅の建設時期ですけれども、1期工事の1号棟につきましては、平成13年の造成工事が大体5月ごろから、本体工事はそれが終わってからですから、7月ぐらいからということで考えております。それから、2号棟の工事につきましては、2期工事といたしまして、同じく造成を平成15年7月ぐらい、完工が16年7月ぐらいですか、そういったところで予定してございますけれども、多少の変更はあるかと思っております。

**高橋委員**

実施設計は、もう終わっていると聞いておりますけれども、実施設計に当たり、バリアフリーですとか、住民に優しい設計のポイント、そういうようなことがあろうかと思っておりますが、内容について説明をお願いします。

**建築課長**

既存の団地のバリアフリー棟は、気を遣って建設を進めてございますけれども、勝納住宅でも、いわゆる高齢化対策といたしまして、床の段差解消、落とし込み浴槽、手すり、緊急ブザー等の設備をしてございまして、また、冬期間の除雪の軽減を図ること、これにつきましてはカバードウォークというものを設置する計画であります。

それから歩行者用アプローチ、通路につきましては、敷地の高低差の関係もございまして、国道側からの入口といたしましては、2階部分にアプローチするといったところでございます。それから、物置等につきましても、住棟内に設置してございまして、冬期間の利便性を図る計画をしてございます。

**高橋委員**

前回もお聞きしましたがけれども、工事費のコストダウンについてですが、この勝納住宅についてはどのような方

法を考えられているのですか。

**建築課長**

まず、設計手法の見直しと言いますか、主なものとして3点ほど考えてございます。1番目は平面計画の検討による住戸面積の縮小、それからロスをなくした平面計画。

もう一つはエレベーターの仕様変更。これは、今まで機械室がございまして、いわゆるロープ式のエレベーターを使用していたところを、マシナームレスタイプというエレベーターに変えてございます。そういったことで、いわゆる機械室の取り止めができる。

それからもう一つは、内窓の関係でございまして、これは、従来は木製建具のサッシ、これを使ってございましたけれども、今回は樹脂製のサッシに取り替えるということでございます。

それから、建設の副産物対策といたしまして、基礎工事で掘り起こした土砂をなるべく場内で整備するといったところでございます。

**高橋委員**

今の住宅というのは、非常に高気密化されていると言われております。新築のときに出てきた有害物質が、なかなかはけないこともあるように伺っております。心配なのは、シックハウス症候群というのが最近問題になっておまして、非常に顕在化されてきているということであります。国の方でも、ホルムアルデヒドとかトルエン、それからキシレンなどという物質を削減するように求めています。

この勝納住宅についても、シックハウスにならないように、こういう化学物質が余り使われないような、軽減されるような工事を望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

**建築課長**

ただいまのご質問でございまして、シックハウス、いわゆるホルムアルデヒド等々につきましては、従来から、学校の内装関係、それから塗料関係等々についても使用してございまして、今回の勝納住宅につきましても、このようなシックハウスの障害とならないような塗り材、接着剤等々、それから仕上げ材等について考慮して計画していきたいというふうに考えてございます。

**高橋委員**

せひ、お願いしたいと思います。

**市営住宅入居仕様書について**

それでは、最後に、もう一度住宅の方の質問をしたいと思っております。

先日、住宅課から市営住宅入居仕様というものをいただきました。この中に、修繕の義務と負担区分について記述がありました。市が行う修繕義務及び範囲は、公営住宅法で定められております。こういうふうな記述になっております。この(1)に市が行う修繕確保、こういうことで載っているのですけれども、これが法律の内容という解釈でよろしいでしょうか。

**住宅課長**

そのとおりでございます。

**高橋委員**

この中に、市が行う修繕箇所の中に建具というものがおります。括弧して金物を除くというふうになっているのですけれども、これは何故なのでしょう。

**住宅課長**

建具の金具につきましては、入居者の使用頻度による部分ということで、その金具の部分は除くと。具体的には、取っ手、戸車というのですか、そういう部分でございます。

**高橋委員**

そのページの裏側に、今の入居者が行わなければならない修繕の箇所にも、建具の金物類の修理、及び取替え、こういうものがあります。それと、給排水設備の中では、水洗、及びフラッシュバルブのパッキンの取替え、こういうものもあります。それから、排水口の清掃、これは括弧書きがありまして、その原因が入居者の責によらないものを除く。こういうふうになっております。

この水洗やフラッシュバルブのパッキンですけれども、耐用年数というのは何年ぐらいで考えていますか。

**住宅課長**

耐用年数というのは、そういったものを使う頻度というのもあるかと思うのですけれども、ゴム類ですので、当然、劣化というのですか、性能は落ちるかなと思いますが、基本的に何年というのは私どもは承知していません。

**高橋委員**

質問が悪いのかもしれませんが、その下の方に、スイッチ及びコンセント類の修理及び取替えというものもあります。これはどういう意味なのでしょう。

**住宅課長**

事実上、スイッチとか、そういうものは、先ほど私が申しましたように、使用頻度に係る部分が多いのかなと。そういったことで、接触部分が悪いとかという場合は、当然、入居者から連絡は来るわけなのですけれども、そういった時には、状況に応じて判断させてもらっているというのが実態でございます。

**高橋委員**

今まで住んでいた住戸に、その方が出て新しい人が入ってきたという場合には、どういう作業をするのですか。

**住宅課長**

基本的には、住宅を明け渡していただいて、その際、私どもの担当者が、それぞれの箇所を確認して新しい入居者に引き渡す。こういう作業をしてございます。そういった中でパッキンとか、あるいはパイプの詰まりとか、こういった部分は、基本的にはパイプであれば薬を入れて浄化させる。あるいは、水道については、とりあえずは目視で確認するという形をとってございます。

ただ、現実に入居者からそういったことで何件か苦情が来ますけれども、そういった際には、やはり入居してから1年足らずというふうになりますと、当然、使用頻度というのは、まだ入ってから月日もたってございませんので、そういった場合には私どもで取り替える。こういうふうにやってきてございます。

**高橋委員**

何故こういう質問をするかという、新築したときには新しいところですから、誰が入っても同じ条件ですけれども、使い方の悪い人の後に入った場合は、入った人が損をする。こういうことが考えられます。ですから、同じ条件下で、なるべく不平等にならないように、使った人が同じような状態で使えることを考えますと、書いてあるような形ががちにするのはなくて、弾力的に判断してほしいという要望なのですが、どうでしょうか。

**住宅課長**

私たちも、こういった書類を作るのが大原則ということでやっています、引渡しを受け新しい入居者が入る場合に、その辺の確認は最低限しなければならないというふうには考えてございます。また、そういった部分でクレームが来た場合にも、状況を見ながら判断していかなければならない部分というのは、多々あるかと思っておりますので、今後ともそういうふうな形で対応していきたいと考えてございます。

**委員長**

それでは、公明党の質疑を終結いたしまして、市民クラブに移ります。

**大島委員**

**臨時市道整備事業について**

本日、臨時市道整備事業の資料をいただきました。説明もいただきました。初めに見たときに、「おや、今年はどうしたのだろう。」と。武井委員の質問に関わりませけれども、例年から比べると随分路線が少ない。そんなことで11年度、12年度と比べて見ました。

側溝整備で約半分です。11年度側溝整備は 7,400メートル、12年度が 6,330メートルです。今年が 2,817メートルですか。また、舗装については11年度は 940メートル、12年度は 1,150メートル、本年度は多くて 2,085メートル、道路改良については11年度が 890メートル、12年度が 850メートル、今年も 820メートルになってます。

一番目は、「これから雪が解けたら見直しをするのだ。中心市街地、中心部は見直しをするのだ。」というご答弁がありましたので、側溝整備についてもこのようなことがある。そのように思っております。

その中で、8ページの13番なのですけれども、手宮仲通線、道路改良 420メートルでございます。この道路改良というのはどのようにするのか。

18番については、先ほど武井委員から質問がありましたので、やめます。

次に、12月の4定でも質問をいたしましたけれども、冬期間の土木工事についてです。上赤岩道路の開削の法面に種子を各壁に吹きつけている。大丈夫なのか、そのような質問をさせていただきました。北斜面のために、まだ雪で覆われております。

同時期に同じ工事をしておりました古代文字から高島に向かった崖、ちょうど湯の花が手前にございます。これは切り立った岩盤の崖でございます。条件は多少違うかとも思いますけれども、この暖気で、吹きつけた種子の入ったものかなりの部分が雪と一緒に解けて、下にしております金網、あるいは、さらに岩盤も出ている部分があった。やはり冬の工事というのはなかなか厳しい面がある。そのように感じておりました。先ほど申しました上赤岩の道路でございますけれども、雪が解けたら、恐らくそういう部分が出てくるのではないかと、そんな心配もしております。

4定では、そういうことになったらやり直しをする。そういう答弁もいただいておりますけれども、その費用はどちらが持つのか、市が持つのか、業者が持つのか、まずその点です。

それから、新たに雪の堆積場が今冬は何力所か設けられました。今、手宮の交通記念館のところの駐車場、北海道石炭荷役から借りまして、今年から新たに雪を積んだわけでございますけれども、残念ながら、小樽の街がすっかり目隠しされてしまいまして、対岸は張碓まで見えて、夜景は特にすばらしかったです。真っ黒な雪の山に囲まれて非常に残念だと思っておりますが、これもやむを得ない事情があるのは十分承知しております。

しかし、札幌の新川の方に行きますと、新川の橋のたもとにかなり雪が積まれておりますけれども、その状況を見ると、7月半ば過ぎまでであるのです。もしかしたら、ここの場所もそのくらいまでかかるのだろうか。かかるだろうと思います。解ける時期の問題、これは手入れの問題もあると思います。管理の問題、この辺については、どれくらいまでを解かず目処にしているのか。また、どのくらいの予算を組んでいるのか。この費用は13年度の除雪費の中に入るのかどうか、これが1点です。

それと、先ほどロードヒーティング対策として、できるだけ路面についてはどンドン砂をまいてくれた。そういうようなお話もございました。まくのはいいのですけれども、春先の清掃はどのように考えているのか。これは風が吹けば飛ぶ。そして清掃の時期、これらについてもどのように考えているか。まず土木部にお聞きします。

水道局は質問の予定はございませんでしたが、今年の冬は非常に厳しくて凍結になったところが多かったということも聞いております。

実は、私も今の住まいに来て8年目の冬が過ぎたのですけれども、去年までは、団地に池がありますが、水道が凍結したという家は1軒もございませんでした。ところが、去年の秋あたりから、縁の下の湿気を防止するという業者がいて、これは名前ちょっと控えますが、「縁の下を見させてくれ。湿気防止の加工をする。」と。それで、うちの団地でも3軒ほど、50万円から120万円くらいかけて縁の下の湿気防止をやった方がございます。

聞くところでは、私たちは基礎の換気口というのですか。土台下のあれは秋口に閉めるという習慣でした。ところが、その業者の話聞き、また、やっていただいた方のお話を聞きますと、換気口に中の空気を引っ張り出す排気筒、排気しているものと、奥の方を引っ張り出すそれをつけたのです。そうすると、先ほどの答弁の中に、外気をなるべく入らないようにするということの反対のことをやっているのです。どんどん入れる。どんどん引っ張る。

そのかわり、縁の下の湿気は全くなくなったそうでございます。

ただ、もしかして、そういうことによる件数も中にはあったのかなど。これは答弁は要らないです。そういう事例もありました。そんなことで、どうぞよろしくお願いします。

#### **建設課長**

上赤岩道の整備についてご質問がございましたので、お答えいたします。

先ほど委員がおっしゃいましたように、道道で私どもの上赤岩道とほぼ同じ時期に施工されました厚層基材吹付工という法面保護等の関係があります。一部流出と申しますか、はげ落ちたということは、先般、私も聞きました。

それで、先ほど委員もおっしゃいましたように、必ずしも私どもの条件と同一でございませぬので、一概には言えない部分もあるかと思えます。ただ、私たちの工事箇所部分も、身近にそういう事故の例があるということでございませぬので、現在も担当者及び施工業者に対して、雪解け時期の状況は常に注視して、もし何らかの異変があれば、速やかな対応について検討するように、ということでの指示は行っているところでございませぬ。

それから、万が一、そういった状況が起きたときの負担をどうするのかということでございますけれども、正直に申しまして、はっきりとした原因がわかりましたら、それに応じて、発注者側に責任があるものか、受注者側に責任があるのか、その辺の判断をしながら負担を考えなければならないと思えます。今までの私どもの経験というか、例からいうと、こういう上赤岩の今回のような形での厚層基材の吹きつけというのは、今回初めてのケースではございませぬで、今までもそういった例というのはあります。そういう中では、特別大きな問題になるような事故等は、私の記憶ではございませぬ。

そういった中で、部分的に雪と一緒に一部どうしてもはげ落ちたという場合は考えられると思えます。ただ、そこら辺につきましては、これまでは、当然、施工業者の責任において、最終的に発芽するまできちとした管理を負うと申しますか、責任を持ってやるという形で今まで進んできておりますので、今回も基本的にはそういう形で取り扱われるものと考えております。

#### **土木事業所長**

まず、1点目の臨時市道整備事業の13番、手宮仲通線の工事概要ですけれども、これは、図面に記入しております薬師神社までの間の両サイドに、現状では歩道がございませぬ。その歩道の整備を両サイドでやります。

2点目の雪山の処理ですが、今回、北荷の土地を借りて投げさせてもらいました。量的には約20万立法メートルの雪です。これは中央ふ頭基部の雪量減少に役立ったと思えます。雪を解かすのに札幌の新川も7月末くらいまで実際にかかっております。我々も、できれば6月末いっぱいであの雪山を解かしたいなど、そういう考えは持っておりますけれども、実際、やってみなければわからない状態です。やる方法といたしましては、トレンチを掘って表面積をできるだけ大きくし、風通しをよくして、そういう方法で、順次、雪山を小さくしていきたい。そういうふうにご考えております。

金額でございますけれども、金額については今は試算しておりませぬ。予算的には13年度の除雪費を使って実施していきたい。そういうふうにご考えております。

それから、雪解け後の春先の砂まきの注意でございますけれども、例年4月から5月の2カ月ぐらいかけて、委託発注で清掃を実際にやっております。今年は雪が少ないので、早くに雪が解ければ例年よりも早くやらなければならないだろう。そういうふうには考えております。けれども、我々もステーションに人が張りついておりまして、残務整理をやっている段階でございますので、できるだけ早く、4月に入りましたら設計を組みまして、業者に委託いたし

まして清掃に向かっていたいというふうに考えています。

#### 大島委員

市道整備の13番なのですけれども、今お聞きしましたら、両側も歩道だということでございます。

ご承知のように、ここには車道の真ん中に川が流れているのですが、10年ほど前だと思いますけれども、この真ん中にある川を歩道側に寄せることはできないのか、そして雪を入れるとどこにできないのかと、そういう質問をしたことがあるのです。

そういうことが可能ですか。今の川をいじるということはどうなのですか。流れを変えたとしたら。

今までもこの桜陽通というのですか、この線については排雪をしても、すぐ雪が出るという路線でございました。これは私が言うまでもなく、皆さん方もよくご承知だと思います。

しかし、手宮市場が新しくなってから変わったのです。手宮地区の方々も、あの商店街の方々も、ご承知のように、ここ何年か雪はほとんどないと思うのです。それを見習って、さらにこの上の商店の方々にも、お話を聞きましたら、間口1メートル 2,000円、これで道路に雪を溜めないようにするというので、豊川町会の有志の方々が発案をしまして、今年もやっています。業者と契約をして、間口1メートルについて 2,000円だそうで、様変わりをしていると思います。かつての豊川通で、今の桜陽通といいますが、雪がなくなったと思うのです。何回か通りましても広い道路で、車1台すれ違うのもできるかできないかということがないような気がします。このように、地域として一生懸命何とかしようということに取り組んでおります。

この13番について、どうして質問しているかということですが、何とかこの川を利用して流雪溝に、雪を投げ入れるようなところにしてほしい。そういう設計をしてほしい。これが私が今質問した趣旨でございます。

水量についても、結構な量の水が植物園のずっと上の方から流れてきております。これは、暗渠になる前は、地域の皆さんが川に雪を詰めていた経緯がございます。それが今の整備された手宮スーパーで、あの通りまで行っております。ただ、真ん中につけると何にも利用価値がないですから、そういう道路でございますので、何とか設計の段階でご検討をいただければと思っております。可能であれば、ぜひ投雪溝をつけていただきたい。部長、いかがですか。

#### 土木部長

手宮仲川は、確か石山通のところまで雨水渠としての整備が終わっていて、そこから上は、かつて石積みの水路だったところに、コンクリートを埋めてということで、流速を大きくして流下能力は確保してと、そういう形で河川の縦断勾配は従前と同じ形になっているのです。ですから、雨水渠の整備をしたところについては、満流になっても流速が3メートル以下になるようにしているのです。

ところが、現況の勾配部分というのは、あそこも結構勾配がありますから、水深が確保できない。水量は結構あっても、速い流速で行ってしまうと薄っぺらくしか水が流れないですから、雪を入れても多分詰まってしまうという心配がありますから、それと事業費的にも、今言いましたようなことで、雨水渠として整備をして雪も流せるような水深が確保できるような流速とか、そういうことを考えると、事業的な検討も必要になりますので研究させていただきます。おっしゃる意味はよくわかりました。

#### 大島委員

同じく、今、水量の確保、流れと言っていますけれども、手宮のバスターミナル、あれから北生病院に向かう道路、あの縦の通りです。あれは赤岩から流れていく旧態依然の川だと思います。歩道の下にずっとあるのは、整理されていますか。あそこに何mかごとに雪を入れる穴があるのですけれども、地域の方々はこれをすごく利用しているのです。これは可能だと思うのです。素人考えですけれども、可能でないかと。あらゆるところから雪を持ってきて入れているのです。大きいやつに枠をつけたりと。高島もそうです。

だから、せっかくこれだけの水源があるわけですから、地域のために取り組んでいただきたい。再度検討してく

ださい。これは本当に可能だと思います。よろしくお願いします。

**委員長**

それでは、市民クラブの質疑を終結しまして、自民党に移します。

-----  
**松本（光）委員**

**街路事業について**

街路事業についてでございますが、和宇尻中央通街路事業費は、平成11年までは支障物件移転補償費、用地取得費だったのですけれども、平成12年度から築造工事費というのが初めて、1億8,400万円ですか、出てきました。

築造工事費ということですので、ほとんどか、あるいは5割以上は築造工事費かと思えば、和宇尻中央通は延長約3キロメートル近くあるのですけれども、平成12年度に工事したのはわずか80メートルでございます。

したがって、この1億8,400万円の内訳は、築造工事費、用地取得費、支障物件移転補償費がいくらだったのか、それをお尋ねします。

**建設課長**

和宇尻中央通の平成12年度の内訳ということですが、当初予算で1億8,400万円ということでしたが、他の街路事業の完了路線等からの流用などがございまして、先般、12年4定でも補正予算を上げさせていただいておりますが、若干数字も変わってきてございます。

現段階での最終の見込みから言いますと、和宇尻中央通については2億3,300万円というふうになってございまして、その内訳につきましては、委員からお話がありました約80メートルの道路本体の工事費については約3,630万円となっております。用地費、支障物件の移転費、こういったものにつきまして1億8,090万円、測量試験費で800万円、あと残りが事務費でございまして、合わせて2億3,300万円というふうになっております。

**松本（光）委員**

そうすると、平成13年度は4億5,000万円が出ていますけれども、これも予算要求の段階で、そういうふうにそれぞれ分かれていると思うのですけれども、いくらずつになっているのですか。

**建設課長**

13年度の当初予算でお願いしてございます4億5,000万円の内訳でございますけれども、これにつきましては、築造工事費の関係で2億2,400万円くらいになろうかと思っております。用地費、補償費を合わせまして2億800万円、測量試験費で400万円、残りが事務費ということになります。

**松本（光）委員**

銭函新通が3億6,750万円ですけれども、この割り振りについては、銭函新通は13年度から初めて築造工事費が出てきたのですがどうですか。

**建設課長**

銭函新通につきましては、13年度当初予算で言いますと、3億6,750万円ということでございます。

この内訳としては、工事費で、本工事の関係で1億6,100万円、用地費及び補償費の関係で1億9,130万円、測量試験費が850万円、事務費670万円でございます。

**松本（光）委員**

和宇尻中央通の12年度、銭函の13年度だとか、初めて築造工事費というのが出たので、タイトルに築造工事費とつけたのでしょうけれども、築造工事費より支障物件移転補償費や用地取得費の方がずっと多いということで、これは一々聞いてみないとわからないわけです。

決算書ではちゃんと分かれて書いてあるのですけれども、予算書の段階ではお伺いしなければわからない。予算だけ見てもわからないということです。これは、財政の仕切りなのだろうと思っておりますけれども、決算書はちゃんと

分けて書いてあるのに、決算書は特別分厚くなっているわけでもないし、書いて書けないことはないと思いますが、どうして書かないのでしょうか。

#### 土木部管理課長

予算説明書の書き方というのは、特別な決まりがないというのが一つですし、ある意味では、従前からの書き方を踏襲してきているという考え方なのです。

ただ、築造工事が入った場合、それから用地取得、支障物件移転補償、そういう経費があるのですけれども、小樽市の考え方とっていいと思うのですが、ちょっと細かい話になりますけれども、使途別というふうに、例えば工事請負費、公有財産購入費、補償補填云々と経費の順番というのがございまして、工事費、その次に用地取得費、そして支障物件移転補償費と、決算はそういう並べ方になっています。これは金額の多い少ないで並べているのではなく、小樽市の整理の仕方としてそう並べているということで、築造工事費が初めて出たら、金額が少なくても築造工事費ほかという書き方で書いているということで、これは、特別何かによって決められたものではないということです。

ただ、決算書はちゃんと分けて書いてあります。予算説明書の方は、従前からこのような書き方です。この辺については、今おっしゃいましたように、財政で、この説明書の書き方というのは考えてやっていますので、本日のお話は財政にもしておきたいと思います。

#### 松本（光）委員

元財政課長が言うのですから、そういうことでしょう。財政といろいろ打ち合わせをして、少しでも親切に、移転補償費がいくらでどこに行くのかというのは、いろいろな政策の一つでもありますので、ひとつよろしく願いをいたします。

この街路事業は、平成12年度まで6路線ありますが、6路線の中で祝津山手線と幸線と長橋線が終わって、3路線だけ残りました。この3路線は、たしか平成4年に、これにもう一つ、歌棄通線というものがついて、4路線が一括都市計画決定されたと思うのですけれども、この3路線だけは、こうやって一緒になっているのですが、歌棄線はどこへ行ってしまいましたか。

#### 建設課長

計画はどこにも行きませんで、残念ながらと言っていいのかどうか、都市計画で決定された路線が、すぐイコール事業実施というふうには実はなっていないわけでございます。

都市計画は、当然、将来を見据えたあるべき姿としてまちの骨格をなす道路整備といたしますが、こういったものをきちっとしておこう。こういう精神があります。一方、事業実施になりますと、当然、そのときの情勢に応じまして、今、作るべきか、作る必要があるのかということは、改めて、その時点での判断の中で、国の事業認可を受けて補助事業等で行っているというのが実態でございます。

そういった中で、今、残念ながら歌棄線については、まだ事業認可も受けてございません。当面、私どもとしては、今継続して行っているほかの3線、この早期完成を図って、それによる交通の流れ、土地利用の変化、こういったものを見ながら、将来的にいつ実施できるのか考えなければならない。そんなふうに思っております。

#### 土木部長

この計画決定は、当時、私どもとしまして、それとの関わりがあるものですから申しますと、実は、銭函1丁目桂岡地区というのは市街化区域になっていて、ほとんど農地としての使われ方をしなくなっております。

その中でスプロール現象が起きてきたということ、どんどん拡大すると困るということで、骨格道路整備をしないといけないということで計画検討に入ったわけです。その中で4路線の計画位置付けをしたのですが、これは、結果として骨格の都市計画道路として必要だと。これは20年、30年スパンで見たときに必要だという整理ですから、そういう中で計画位置づけをしたのですが、当時の情勢としても、小児センターの問題がございまして、

それとの関係をにらんでも、あそこにヘリポートがありますが、その関係だとかを考えたときに、今整備する時期ではないという判断の中で、小児センターの今後の増築の関係とかいろいろございますので、そういった中で、ここの路線については、当分、手はつけないという判断をしたという経過もございます。

#### **松本（光）委員**

今お話がありましたように、小児センターにつながる道路なものですから、今、小児センターが話題になってきたので、あの線はどうなったのかと、改めて聞かれるものですから、当分はないということで認識をしておいた方がよいということですね。

この3路線をまず片づけてから次というお考えのようですけれども、この3路線が終わって、街路事業がなくなるというわけではないでしょうから、終わるまでには、水面下でも、今度はどこをどうしようかとか、いろいろお考えになっているとは思いますが、今のところ、そういうところはありませんか。

#### **土木部長**

おっしゃるとおり、錢函の3路線が2、3年中で完了しますと、都市計画道路事業というのはなくなってしまうということですが、過去の議会の中でもお答えしていますけれども、今後は、今まで進めてきたもの、ここの3路線もそうですけれども、長橋線、幸線というのは長大路線で、移転補償が伴うような街路事業に取り組むことについてなかなか難しいであろうと。

根拠として、一つは事業費との関係を考えたときの費用対効果の問題があるのと、もう一つは、街中で残されている都市計画道路に手をつけた場合に、移転補償費をもらった人が、例えば廃業しちゃうとか、違う郊外地の快適空間のところの団地に移ってしまうとかの問題、それから、街中で、例えば18メートルとか20メートルの広い商業地の中で街路を持ち込んだときに、商業振興というのは果たしてどれくらいできるのか、そんな問題がある中で、当分は、今の経済情勢と言いますか、商業の関係とか、いろいろな情勢を考えた時に、街中の都市計画道路に手をつけるのは難しいという私どもの判断をしています。

そんな中で、それではどうするという事なのです。これも、先ほど関野主幹からお答えした道路整備との関係、除雪との関係、ロードヒーティングの関係、その三つの兼ね合いの中で、道路格付の検討をしています。その中で、都市計画道路だからということでは難しいと思うのですけれども、国土交通省の道路局事業でやれるところが街中でも一定部分はあるので、そんな整備をやっていく。その辺を検討していくというのが一つございます。

それと、今、建築都市部で検討されているオタモイ団地の再整備計画との関係、そういった今後出てくるであろうプロジェクトの中での都市計画道路の整備というのが今後考えられる。そんな判断をしております。

#### **松本（光）委員**

端的に言って、和宇尻中央通のその行き先はどこに行くのだろうか。道路新設でも、12年度で落の下通線、星置川通線が終わりました。星置側の道路ができて、東の方からずっと来て、御繕水道路でぶつかって、そこで終わる。その先は、旧河川に沿って道路用地がちゃんとあるのです。市の土地として道路用地を持っているのだけれども、そこを整備するという感じは全然見当たらない。だから、そういうところをどうするのかとか、一つ一つ言えばたくさんあるのですけれども、道路新設、街路事業を合わせて、総合的にどういう考え、計画でいるのかということをお伺いして、終わります。

#### **土木部長**

先ほどお答えしましたように、道路管理費で道路ネットのあり方を、開発幹線道路くらいまでの位置づけ、格づけの検討をします。

その中で、先ほどお話ししたようなことで、今後の道路戦略、計画といえますか、そのあたりのことが出てくる。

今、委員がおっしゃる星置川の通りについては、十数年前ですけれども、旧星置川の右岸を新宮商の工場があるあたりまで持っていこうということで、私は、一時期、用地交渉もして処理をした経過がございます。今のところ

る、土地利用、交通との関係からいって整理する段階に至っていないということでやっていませんけれども、それではいつごろにどんな整備をしていくのかと、そんな検討もすることになると思っております。

**委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時50分

再開 午後 5 時35分

**委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより一括討論に入ります。共産党、古沢委員。

**古沢委員**

今回は、委員長報告に反対しないで済むかと期待をしていたのですが、残念ながら、そういうふうにはいかないようであります。

昨年6月、私は、ロードヒーティングの敷設については、行政の側が新たな検討に入ろうとしている。こうした時、議会として、市民の負託に応えるべき議員として何をなすべきなのか、そういう討論をいたしました。

それが今、現実、具体化しつつあるわけです。つまり、請願第15号と陳情第49号については、理事者側が手を挙げられた。仮に理事者側が手を挙げられた案件のみ、議会の側が、その採択を求めるといふ追認行為をするのだとすれば、議会の命にかかわることではないか。

我が党は、この2本の陳情・請願に込められた願意は妥当であるのと同様に、他のロードヒーティング、その他の陳情・請願案件についても願意妥当と認めております。

したがって、付託されております継続審査案件、請願3本と、陳情各号について採択を求めたいと思います。

**委員長**

市民クラブ、大島委員。

**大島委員**

今議会で提出されております継続審査中の請願・陳情につきましては、いずれもロードヒーティング敷設方についてであり、その他の陳情についても、市民生活の立場に立てば願意妥当であると判断しております。

また、4定以来、請願・陳情に対して、市民クラブでも、できるだけ継続審査をなくそうという議会活性化研究会の動きを先取りしまして態度を表明しております。

したがって、継続審査中の陳情第21号、第52号については、いずれも踏切の拡幅改良方であり、JRとの関係もあり、継続審査を主張し、その他の請願・陳情は、いずれも市民の立場に立って願意妥当といたし、採択を主張いたします。討論を終わります。

**委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第24号、第25号、第29号、第43号について一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

**委員長**

起立多数。よって、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第21号、第52号について採決いたします。  
継続審査とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**委員長**

起立多数。よって、継続審査と決定いたしました。  
次に、請願第15号、陳情第49号について一括採決いたします。  
いずれも採択とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**委員長**

異議なしと認め、さように決しました。  
本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後5時45分